

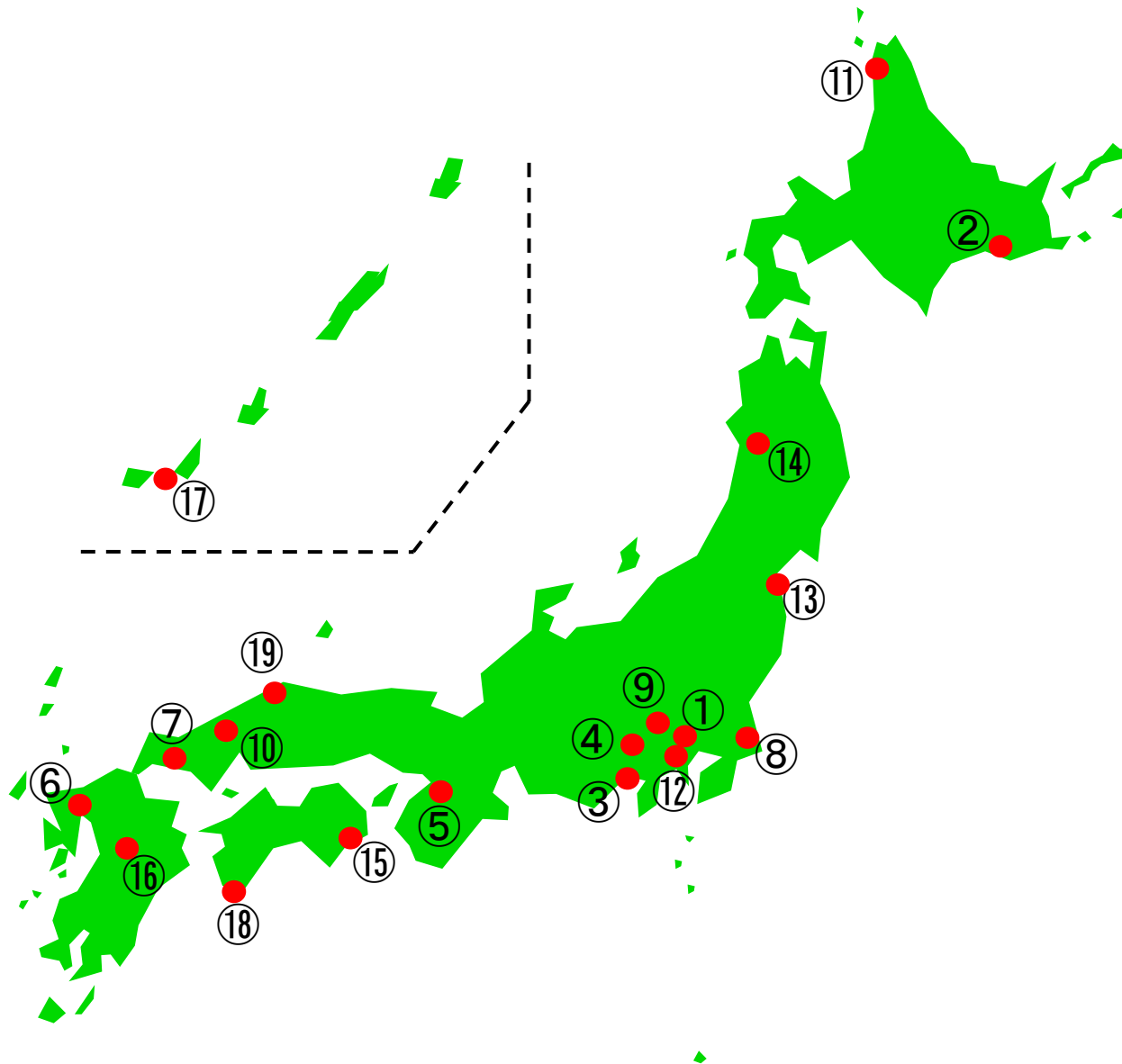
自然再生推進法に基づく 自然再生協議会の概要

<目次>

1. 自然再生協議会(設置箇所)の全国位置図	1
2. 自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置状況(全国)	2
3. 自然再生協議会の取組状況	
① 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会について	3
② 釧路湿原自然再生協議会について	7
③ 巴川流域麻機遊水地自然再生協議会について	10
④ 多摩川源流自然再生協議会について	12
⑤ 神於山保全活用推進協議会について	14
⑥ 檜原湿原地区自然再生協議会について	17
⑦ 榎野川河口域・干潟自然再生協議会について	20
⑧ 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会について	23
⑨ くぬぎ山地区自然再生協議会について	27
⑩ 八幡湿原自然再生協議会について	28
⑪ 上サロベツ自然再生協議会について	31
⑫ 野川第一・第二調整池地区自然再生協議会について	35
⑬ 蒲生干潟自然再生協議会について	37
⑭ 森吉山麓高原自然再生協議会について	40
⑮ 竹ヶ島海中公園自然再生協議会について	43
⑯ 阿蘇草原再生協議会について	46
⑰ 石西礁湖自然再生協議会について	49
⑱ 竜串自然再生協議会について	52
⑲ 中海自然再生協議会について	54

自然再生協議会(設置箇所)の全国位置図

H19.11月現在



	協議会名	設立日
①	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	H15.7.5
②	釧路湿原自然再生協議会	H15.11.15
③	巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	H16.1.29
④	多摩川源流自然再生協議会	H16.3.5
⑤	神於山保全活用推進協議会	H16.5.25
⑥	檜原湿原地区自然再生協議会	H16.7.4
⑦	榎野川河口域・干潟自然再生協議会	H16.8.1
⑧	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	H16.10.31
⑨	くぬぎ山地区自然再生協議会	H16.11.6
⑩	八幡湿原自然再生協議会	H16.11.7
⑪	上サロベツ自然再生協議会	H17.1.19
⑫	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	H17.3.28
⑬	蒲生干潟自然再生協議会	H17.6.19
⑭	森吉山麓高原自然再生協議会	H17.7.19
⑮	竹ヶ島海中公園自然再生協議会	H17.9.9
⑯	阿蘇草原再生協議会	H17.12.2
⑰	石西礁湖自然再生協議会	H18.2.27
⑱	竜串自然再生協議会	H18.9.9
⑲	中海自然再生協議会	H19.6.30

自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置状況(全国)

現在全国各地で19の自然再生協議会が設置され、それぞれの地域において全体構想及び実施計画の作成が進められています。

平成19年 11月現在

	協議会名	位置	概 要	構成員数	全体構想作成日	実施計画作成日
1	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	埼玉県	乾燥化が進む旧流路において湿地環境の保全・再生を検討。	70	H16.3.31 H18.5.28変更	—
2	釧路湿原自然再生協議会	北海道	流域からの土砂流入等により乾燥化が進む釧路湿原の再生を検討。	123	H17.3.31	(H18.2.28/達古武) (H18.1.31/南樺太) (H18.1.31/雪裡・幌呂) (H18.8.1/茅沼地区) (H18.8.1/久著呂川) (H19.9.6/雷別)
3	巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	静岡県	洪水防止対策として造成された麻機遊水地において元の麻機沼における植物の回復等自然環境の保全・再生を検討。	55	H19.3.1	—
4	多摩川源流自然再生協議会	山梨県	山梨県小菅村全域において森林や河川景観等の再生を検討。	44	—	—
5	神於山保全活用推進協議会	大阪府	竹林の侵入が進む神於山においてクヌギ・コナラを中心とする落葉樹林帯やカシ・シイを中心とする常緑樹林帯の再生を検討。	39	H16.10.21	H17.6.1
6	桧原湿原地区自然再生協議会	佐賀県	特定植物の繁茂や植物遺体の堆積といった自然遷移の進行により悪化している湿地環境を良好な状態へと再生することを検討。	42	H17.1.26	H17.3.31
7	榎野川河口域・干潟自然再生協議会	山口県	榎野川河口干潟等の自然環境を再生し維持していくことを検討。	60	H17.3.31	—
8	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	茨城県	霞ヶ浦湾奥部の湖岸環境の再生を検討。	65	H17.11.27	H18.11.27/A区間 H19.9.14/B区間
9	くぬぎ山地区自然再生協議会	埼玉県	川越市、所沢市、狭山市、三芳町にまたがる武蔵野の平地林「くぬぎ山地区」における歴史的・文化的・環境的価値の継承を検討。	70	H17.3.12	—
10	八幡湿原自然再生協議会	広島県	臥竜山麓八幡湿原地域において湿原環境の再生を検討。	36	H18.3.31	H18.10
11	上サロベツ自然再生協議会	北海道	国立公園であるサロベツ湿原と農地が隣接する北海道豊富町において、農業と共存した湿原の再生を検討。	53	H18.2.2	H18.7.13
12	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	東京都	土地利用の変化により自然環境が大きく損なわれたかつての多様な河川環境の再生を検討。	57	H18.9.13	H18.10
13	蒲生干潟自然再生協議会	宮城県	シギ・チドリ類などの渡り鳥の飛来地であり、また底生動物の宝庫である貴重な干潟環境の保全・再生を検討。	26	H18.9.16	—
14	森吉山麓高原自然再生協議会	秋田県	かつて草地として開発された森吉山麓高原を広葉樹林に再生し、周辺の自然環境と共に保全していくことを検討。	20	H18.3.31	H18.10
15	竹ヶ島海中公園自然再生協議会	徳島県	サンゴを中心とした海洋生態系の回復を図ることを検討。	47	H18.3.31	—
16	阿蘇草原再生協議会	熊本県	阿蘇の草原の維持、保全及び再生を図ることを検討。	124	H19.3.7	—
17	石西礁湖自然再生協議会	沖縄県	優れたサンゴ礁を保全することに加え、赤土流出への取り組みを進めるなど陸域からの環境負荷を少なくするとともに、サンゴ群集修復事業などを通じて、サンゴ礁生態系の再生を検討。	94	H19.7.5	—
18	竜串自然再生協議会	高知県	竜串湾のサンゴ群集等の沿岸生態系を再生するため、海底に堆積した泥土の除去のほか、森林や河川からの土砂流出や生活排水など流域からの環境負荷への対策を検討。	71	—	—
19	中海自然再生協議会	島根県 鳥取県	戦後の開発や生活雑排水の流入などにより失われた中海全域の自然環境の再生を検討。	64	—	—

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会について

- ◆ 荒川は埼玉県西部地域の自然環境軸として流域の水と緑のネットワーク形成の中心的な役割を担っており、中でも埼玉県桶川市、上尾市に挟まれた荒川河川敷に残る旧川周辺には良好な湿性環境が残っており、多様な生態系の生息・生育空間が形成されている。
 - ◆ ところが、これまでの河川改修に伴う洪水時の冠水頻度の低下、河床低下に伴う地下水位の低下、並びに耕作地の盛土等により、近年湿地環境の乾燥化が進行中。
 - ◆ このため、平成13年度より湿地環境の保全・再生を図るべく自然再生事業に取り組んでいたところであるが、平成15年1月「自然再生推進法」の成立を受け、平成15年7月には学識者、行政機関、NPO及び地域住民等から構成される「荒川太郎右衛門地区自然再生協議会」を設立し、平成15年度末までに「全体構想」の作成が完了。
 - ◆ しかしながら、その後、荒川本川と連続させた流水路として河川を復元することにより、多様な水域・水際環境を形成するなどの目標の修正により、「全体構想」の改訂を進め、平成18年5月28日に「全体構想の改訂」をおこなった。
 - ◆ 現在、引き続き「実施計画」の作成を鋭意推進中である。
- 第1回自然再生協議会（平成15年7月5日）
 - ・ 国土交通省、埼玉県、関係市町村、学識経験者、NPO及び一般公募により選出された地域住民等が参画して協議会を設立。
 - ・ 構成員 約60名
 - 第2回自然再生協議会（平成15年9月6日）
 - ・ 課題の抽出と整理
 - ・ 目標設定（自然再生の方針について）
 - 第3回自然再生協議会（平成15年10月19日）
 - ・ 水確保の事業メニュー設定（整備案の検討）
 - ・ 全体構想目次（案）について討議
 - 第4回自然再生協議会（平成15年11月22日）
 - ・ 自然再生の目標について討議
 - ・ 自然再生事業の概要について討議
 - 第5回自然再生協議会（平成16年2月7日）
 - ・ 自然再生全体構想（案）について討議
 - 自然再生全体構想の作成・公表（平成16年3月31日）
 - 第6回自然再生協議会（平成16年6月12日）
 - ・ 自然再生事業実施計画骨子（案）について討議
 - ・ 設計の考え方に関する基本事項について討議

- 第7回自然再生協議会（平成16年9月5日）
 - ・ 当面の設計の考え方について討議
 - ・ 当面のモニタリングについて討議
- 第8回自然再生協議会（平成16年10月31日）
 - ・ 設計概要について討議
 - ・ モニタリング計画及び専門委員会について討議
- 第9回自然再生協議会（平成17年2月5日）
 - ・ 試験掘削について討議
 - ・ 生態系モニタリング専門委員会からの報告
- 第10回自然再生協議会（平成17年6月11日）
 - ・ 太郎右衛門地区の将来像について討議
 - ・ 試験掘削池の状況報告
- 第11回自然再生協議会（平成17年7月30日）
 - ・ 荒川の治水について説明
 - ・ 自然再生の方向性について討議
- 第12回自然再生協議会（平成17年11月6日）
 - ・ 調節池の役割としくみについて説明
 - ・ 自然再生の方向性について討議
- 第13回自然再生協議会（平成18年1月28日）
 - ・ 自然再生の方向性について、流水＋止水環境案で行うことの合意
- 第14回自然再生協議会（平成18年3月19日）
 - ・ 太郎右衛門地区の全体構想の追補（案）について討議、了承
 - ・ 自然再生事業実施計画の進め方について
- 第15回自然再生協議会（平成18年5月28日）
 - ・ 自然再生全体構想の改訂について公表
 - ・ 自然再生事業実施計画の進め方について
- 第16回自然再生協議会（平成18年8月26日）
 - ・ 自然再生事業実施計画の進め方について討議
- 第17回自然再生協議会（平成19年3月17日）
 - ・ 自然再生事業実施計画の進め方について討議
 - ・ 自然再生協議会の進め方について討議、了承
- 第18回自然再生協議会（平成19年10月21日）
 - ・ 自然再生事業実施計画の進め方について討議

「荒川太郎右衛門地区自然再生全体構想」の概要

- ◆「荒川太郎右衛門地区自然再生全体構想」は、自然再生推進法に基づき設置された「自然再生協議会」において、準備期間も含めほぼ1年かけてとりまとめられたもの。

- ・ 自然再生協議会設立準備会開催：平成15年2月7日
- ・ 自然再生協議会設立：平成15年7月5日
- ・ 全体構想とりまとめ：平成16年3月31日
- ・ 全体構想の改訂とりまとめ：平成18年5月28日

- ◆「全体構想」のポイントは次のとおり

- 国土交通省、埼玉県、関係市町村、学識経験者、NPO及び一般公募により選出された地域住民等が幅広く参画し（構成員合計70：平成19年11月現在）、自然再生の方向性について合意。

- 自然再生の目標（改訂後）

- I 湿地環境の保全・再生
- II 過去に確認された生物が住める環境の再生
- III 蛇行河川の復元
- IV 荒川エコロジカル・ネットワーク
- V 治水面からもプラス

- 再生の対象区域

太郎右衛門橋下流約4km区間（50.4～54.0km）

- 再生に向けた取り組み方針

- ・ 役割分担の明確化 → 全ての協議会委員が汗をかく
- ・ 順応的管理の実施 → モニタリングを行いながら段階的な事業の実施

- ◆ 現在、この「全体構想改訂」に基づき、「実施計画」の作成を推進中。



荒川の河口から50～54km(太郎右衛門橋下流4km区間の埼玉県上尾市、桶川市、川島町)

釧路湿原自然再生協議会について

- ◆ 釧路湿原はわが国最大の湿原であり、タンチョウ、キタサンショウウオ、イトウなどの多様で貴重な野生動植物が生息・生育している。湿原周辺の開発等に伴う湿原への土砂・栄養分の流入等により、近年、湿原の面積減少・劣化が進行しており、平成 13 年 3 月には、有識者等により「釧路湿原の河川環境保全に関する提言」がとりまとめられた。
- ◆ 提言を踏まえ、関係行政機関、地方公共団体、NPO、専門家等が連携し、自然再生の取組みを開始。
- ◆ 平成 15 年 1 月に「自然再生推進法」が施行されたことを受け、平成 15 年 11 月に自然再生推進法に基づく「釧路湿原自然再生協議会」を設立。
(流域からの土砂流入等により乾燥化が進む釧路湿原の再生を検討。)
- ◆ 平成 17 年 3 月には「釧路湿原自然再生全体構想」が作成された。
全体構想を踏まえ、現在までに 6 つの自然再生事業実施計画が作成された。

○第 1 回自然再生協議会（平成 15 年 11 月 15 日）

- ・ 協議会の設立

○第 2 回自然再生協議会（平成 15 年 12 月 19 日）

- ・ 小委員会の設置（湿原再生小委員会、旧川復元小委員会、土砂流入小委員会、森林再生小委員会、水循環小委員会、再生普及小委員会）

○第 6 回自然再生協議会（平成 17 年 2 月 22 日）

- ・ 全体構想（最終案）の協議

○釧路湿原自然再生全体構想 作成（平成 17 年 3 月）

○第 7 回自然再生協議会（平成 17 年 6 月 14 日）

- ・ 茅沼地区旧川復元実施計画（素案）の協議
- ・ 再生普及行動計画（案）の了承

○第 8 回自然再生協議会（平成 17 年 10 月 11 日）

- ・ 茅沼地区旧川復元実施計画（案）の了承
- ・ 達古武地域自然再生事業実施計画（素案）の協議

○第 9 回自然再生協議会（平成 18 年 1 月 31 日）

- ・ 達古武地域自然再生事業実施計画（案）の了承
- ・ 土砂流入対策（沈砂地）実施計画〔雪裡・幌呂地域〕（案）の協議、了承
- ・ 土砂流入対策（沈砂地）実施計画〔南標茶地域〕（案）の協議、了承
- ・ 土砂流入対策実施計画〔久著呂川〕（案）の協議

○第 10 回自然再生協議会（平成 18 年 5 月 9 日）

- ・ 土砂流入対策実施計画〔久著呂川〕（案）の了承
- ・ NPO からの提案について協議

○第 11 回自然再生協議会（平成 18 年 12 月 21 日）

- ・ 第 3 期 釧路湿原自然再生協議会の運営について等

○第 12 回自然再生協議会（平成 19 年 7 月 30 日）

- ・ 雷別地区実施計画（案）の協議、了承

「釧路湿原自然再生全体構想」の概要

◆自然再生の対象となる区域

釧路川水系の集水域を基本的な対象範囲（面積約 25.1 万 ha）

◆自然再生の目標

この地域に本来生息している生き物たちが絶滅することなく生きていける環境、そして私たちの暮らしに豊かな恵みをもたらす「水と緑の大地」を取り戻す。

具体的には、急速な悪化が進む以前の、国際的に価値が認められたラムサール条約登録前のような湿原環境を一つの姿とする。

＜流域全体としての目標＞

- ・ 湿原生態系の質的量的な回復
- ・ 湿原生態系を維持する循環の再生
- ・ 湿原と持続的に関われる社会づくり

◆自然再生協議会の構成員

個人（専門家含む） 59

団体 53

関係地方公共団体 8

関係行政機関 3 合計 123（個人・団体） ※平成 19 年 11 月現在

「自然再生事業実施計画」について

◆土砂流入対策（沈砂池）実施計画〔雪裡・幌呂地域〕 平成 18 年 1 月作成

実施者：国土交通省北海道開発局 釧路開発建設部（農業）、鶴居村

◆土砂流入対策（沈砂池）実施計画〔南標茶地域〕 平成 18 年 1 月作成

実施者：国土交通省北海道開発局 釧路開発建設部（農業）、標茶町、南標茶地区排水路維持管理組合

◆釧路湿原達古武地域自然再生実施計画 平成 18 年 2 月作成

実施者：環境省北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所

◆土砂流入対策実施計画〔久著呂川〕 平成 18 年 8 月作成

実施者：国土交通省北海道開発局 釧路開発建設部（河川）、北海道釧路土木現業所、他

◆茅沼地区旧河川復元実施計画 平成 18 年 8 月作成

実施者：国土交通省北海道開発局 釧路開発建設部（河川）

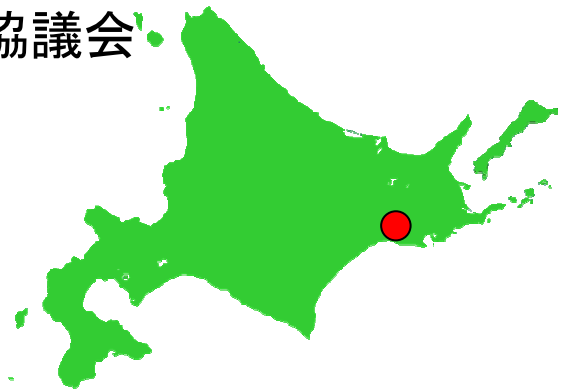
◆雷別地区自然再生事業実施計画 平成 19 年 9 月作成

実施者：林野庁北海道森林管理局釧路湿原森林環境保全ふれあいセンター

釧路湿原自然再生協議会



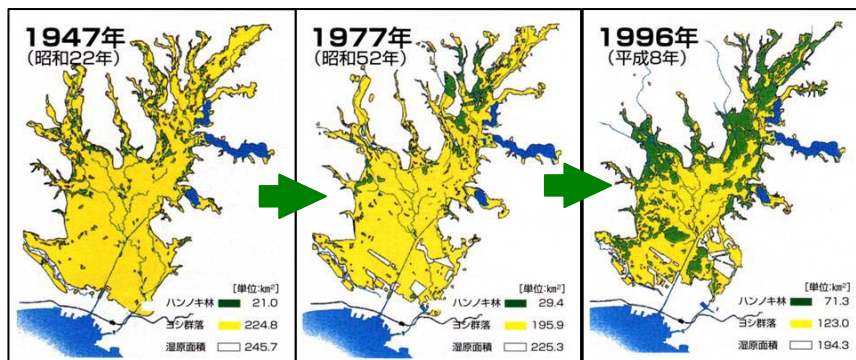
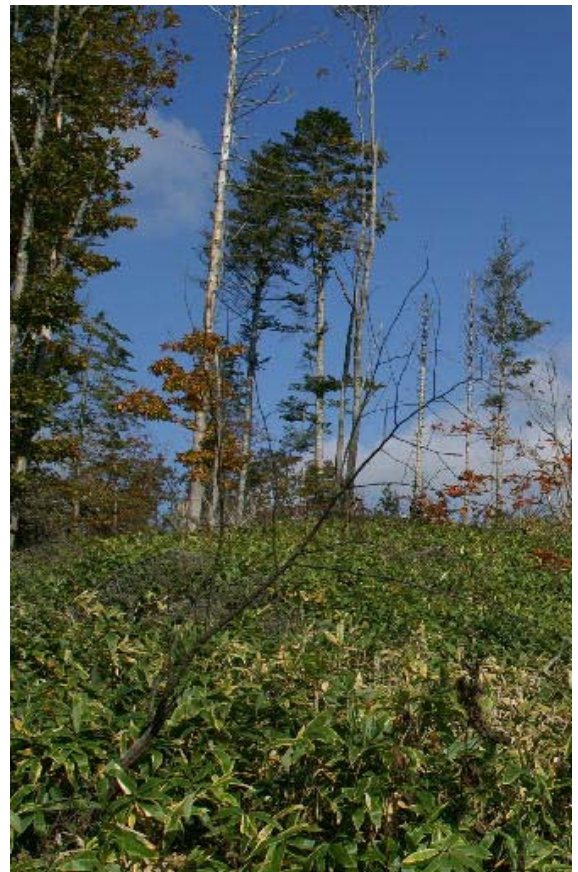
自然再生の対象となる区域
(全体構想より)



直線化した河道
(旧川復元による再蛇行化を計画)



川底が削られた河川
(拡幅による流速低下策や河床安定のための
の工作物設置を計画)



ハンノキ林分布変遷図

湿原内への土砂流入の増加等により
湿原の植生が急速に変化している

巴川流域麻機遊水地自然再生協議会について

- ◆ 静岡市中心部の北部にある麻機遊水地は、二級河川巴川総合治水対策事業の一環として、出水時には洪水を調節し、普段は多目的に利用できる空間として整備が進められている。整備に伴い、大昔の麻機沼に生息していたハスの種が発芽し繁茂するほか、全国最大のミズアオイの自生地であり、タコノアシ、オオアブノメをはじめ、絶滅危惧種が多く生息している。平成 13 年 10 月には環境省の「日本の重要湿地」に指定された。
- ◆ NPO、地域住民、小中学校による環境教育・環境学習の場として利用されるとともに、草刈等の愛護活動も活発に行なわれているが、湿生植物の異常繁茂等が原因とみられる湿地の陸地化が進行しており、また、盛んな愛護活動にも関わらず、ゴミ等の不法投棄が後を絶たない。
- ◆ 平成 15 年 1 月に「自然再生推進法」が施行されたことを受け、平成 16 年 1 月に自然再生推進法に基づく「巴川流域麻機遊水地自然再生協議会」を設立。
- ◆ 自然再生協議会の構成員合計 55(個人・団体)※平成 19 年 11 月現在
 - 第 1 回自然再生協議会（平成 16 年 1 月 29 日）
 - ・ 国土交通省の地元機関、静岡県、静岡市、NPO、専門家等が参画した協議会の設立
 - ・ 構成員は学識者 2 名、団体 17 団体、個人 18 名、行政関係者 7 名で構成
 - ・ 全体構想を作成するための策定部会の設置
 - 第 2 回自然再生協議会（平成 16 年 8 月 11 日）
 - ・ 麻機遊水地の水質についての報告
 - 第 3 回自然再生協議会（平成 17 年 1 月 28 日）
 - ・ 策定部会の活動についての報告
 - ・ 構成員に団体 2 団体が追加され 19 団体へ
 - 第 4 回自然再生協議会（平成 17 年 12 月 16 日）
 - ・ 策定部会の活動についての報告
 - ・ 関連する巴川遊水地第 4 工区浄化対策検討委員会での検討状況報告
 - 第 5 回自然再生協議会（平成 19 年 3 月 1 日）
 - ・ 策定部会の活動についての報告
 - ・ 構成員は学識者 6 名、団体 25 団体、個人 18 名、行政関係者 7 名に変更
 - ・ 「自然再生全体構想（案）」について
 - 「巴川流域麻機遊水地自然再生全体構想」（平成 19 年 3 月）の作成



多摩川源流自然再生協議会について

- ◆ 多摩川源流域に位置する山梨県小菅村^{こすげむら}は、森林率が95%と高いが、その過半を占める民有林の約6割が昭和30～40年代に植林された人工林であり、十分な手入れが行われていないものが多い。
 - ◆ 平成13年4月に「多摩川源流研究所」が設立（小菅村の財団法人の中の一組織。事務局は小菅村水の館内）。
 - ◆ 多摩川源流研究所において、荒廃した人工林の再生、源流文化再構築、景観形成等を行う「多摩川源流再生プロジェクト事業」を構想。
当該事業を推進するため、自然再生推進法に基づき、平成16年3月に「多摩川源流自然再生協議会」を設立（事務局は小菅村・多摩川源流研究所）。現在、全体構想作成に向けて検討中。
 - ◆ 多摩川源流研究所においては、平成15年度から「森林再生プロジェクト」としてボランティアを募り、東京農業大学と北都留森林組合の指導と協力を得て、小菅村内の人工林（民有林）の除間伐や枝打ち等を実施。
-
- 第1回自然再生協議会（平成16年3月5日）
 - ・林野庁、国土交通省河川局（京浜工事事務所）、山梨県庁、NPO、専門家等が参画して協議会を設立。
 - 第2回自然再生協議会（平成16年6月30日）
 - ・協議会委員による現地調査、全体構想作成に向けた意見交換等を実施。
 - 第3回自然再生協議会（平成17年3月25日）
 - ・全体構想作成に向けた意見交換等を実施。
 - ・部会の設置について了承。（源流景観、森林再生、源流文化の3部会）
 - 第4回自然再生協議会（平成17年7月7日）
 - ・全体構想作成に向けた意見交換等を実施。東京電力（株）が委員として参加。
 - 第5～8回自然再生協議会（平成17年11月、18年3月、7月、19年2月）
 - ・全体構想（案）についての議論、現地検討会等を実施。
-
- ◆ 自然再生協議会の構成員合計44（個人・団体）※平成19年11月現在

多摩川源流自然再生協議会

○位置図



○多摩川源流の森林



○荒廃した人工林の再生が必要



神於山保全活用推進協議会について

- ◆ 神於山は岸和田市の都市近郊に位置する里山であり、地域のシンボリックな存在。しかし、近年、マツクイムシ被害の発生や人との関わりの減少による管理放棄等によりモウソウチクが繁茂拡大するなど里山環境が悪化。
 - ◆ 大阪府岸和田市が事務局となり、平成15年9月に「神於山保全活用推進協議会」を設置。平成16年5月に自然再生推進法に基づく自然再生協議会に移行。
平成16年10月に「神於山地区自然再生全体構想」を作成。平成17年6月に大阪府及び神於山保全くらぶ(ボランティア団体)が作成した「自然再生事業実施計画」を了承。
 - ◆ 大阪府において、平成16年度より区域内の水土保持機能が低下した土砂流出防備保安林を対象に、自然再生全体構想との整合を図りつつ、治山事業(林野庁補助：生活環境保全林整備事業)を実施。
また、岸和田市において、平成15年度より緊急雇用対策事業を活用して、タケの除去作業や植生調査を実施。
 - ◆ 「神於山保全くらぶ」による保全活動(タケの除去等)、「大阪府漁民の森づくり“魚庭(なにな)の森づくり協議会”」、「シャープ株式会社」による森づくり活動、「岸和田市立修斎場小学校」による“どんぐりの森”の整備が実施されるなど、多様な主体が保全活動に関与。
-
- 第1回神於山保全活用推進協議会(平成16年5月25日)
 - ・ 全国で5番目の自然再生協議会として位置づけ
 - ・ 部会にて自然再生全体構想について検討
 - 第2、3回神於山保全活用推進協議会(平成16年7月16日、10月21日)
 - ・ 自然再生全体構想案の討議・了承
 - ・ 全体構想に基づき自然再生事業実施計画案について協議
 - 神於山地区自然再生全体構想の作成(平成16年10月)
 - 第4回神於山保全活用推進協議会(平成17年6月1日)
 - ・ 大阪府及びボランティア団体による自然再生事業実施計画案の討議・了承
 - 第5～7回神於山保全活用推進協議会
(平成17年8月29日、10月26日、平成18年3月8日)
 - ・ 保全事業計画、神於山まつり、神於山再生シンポジウム実施計画について討議・了承
 - 第8～10回神於山保全活用推進協議会
(平成18年6月29日、10月31日、平成19年3月22日)
 - ・ 17年度事業報告及び18年度事業計画等について討議・了承
- ◆ 自然再生協議会の構成員 合計39(個人・団体) ※平成19年11月現在

「神於山地区自然再生全体構想」の概要

- ◆ 自然再生の対象区域として、岸和田市神於山全域(約180ha)が対象
 - ◆ 神於山における課題として、「放置竹林の拡大」「防災や水源かん養機能の低下」「歴史・文化的側面の希薄化」を指摘
 - ◆ 自然再生理念として「森・川・海のつながり」「人と自然・人と人とのつながり」「里山とまちとのつながり」の3つを提示
 - ◆ 自然再生目標のうち長期的目標(100年後の目標)として「里山の再生」を掲げ、「自然植生の保全と回復」「活力ある森の再生」「市民が親しめる自然の再生」の3つの方向性を提示
 - ◆ 当面の目標(今後10年で取り組むべき目標)として「竹林の適正な整備」を掲げ、「竹林の拡大防止」「竹林の適正な管理」「タケの利活用の推進」の3つの方向性を提示
-

「神於山地区生活環境保全林自然再生事業実施計画」の概要

- ◆ 対象区域は、神於山のうち岸和田市有林を中心とした37ha(保安林)
- ◆ 実施主体は、大阪府泉州農と緑の総合事務所、神於山保全くらぶ
- ◆ 基本方針は、「地域住民やボランティアが維持管理可能な活力ある森林再生」
- ◆ 具体的な事業内容
 - ① 荒廃森林のタイプ別整備
 - ・ タケ優先林(約7ha)：林種転換による目標林への誘導
 - ・ クズやササのヤブ状地(約3ha)：林種転換による目標林への誘導
 - ・ 荒廃密生林(約18ha)：本数密度調整により健全な林に誘導
 - ・ 自然誘導林(約7ha)：現況林を維持
 - ② 付帯施設の設置
 - ・ 森林の維持・管理を行う作業歩道などの付帯施設を含めた施設整備
 - ③ モニタリング
 - ・ 再生された自然環境のモニタリング調査
 - ・ タケの利活用による自然再生モニタリング調査

神於山保全活用推進協議会



神於山全景



放置竹林の拡大



森林の維持・管理
を行う作業路の
整備



市民が親しめる
自然の再生
(遊歩道の整備)

かしばる 檜原湿原地区自然再生協議会について

- ◆檜原湿原は佐賀県の北部に位置し、標高 591m、面積 121ha であり、氷河期の残存植物等の希少な動植物が生育・生息している。

近年、水量の減少、土砂等の堆積、及び人・葦の湿地侵入等により、保全状況が悪化し、昭和 28 年頃と比較すると数種類の植物が確認できなくなり、株数も減少している。

- ◆平成 14 年度から、自然生態系の保全・再生にむけた計画策定のための調査を実施。

- ◆平成 16 年 7 月に自然再生推進法に基づく「檜原湿原地区自然再生協議会」を設立。

（特定植物の繁茂や植物遺体の堆積といった自然遷移の進行により悪化している湿原環境を良好な状態へと再生することを検討。）

- ◆平成 17 年 1 月には「檜原湿原地区自然再生全体構想」が作成された。

全体構想を踏まえ、平成 17 年 3 月には佐賀県を実施者とする「檜原湿原地区自然再生事業実施計画」が作成された。

○第 1 回自然再生協議会（平成 16 年 7 月 4 日）

- ・協議会の設立
- ・これまでの調査結果についての報告
- ・全体構想（原案）の協議

○第 2 回自然再生協議会（平成 16 年 8 月 17 日）

- ・檜原湿原地区自然再生実施計画（案）の概要について協議

○第 3 回自然再生協議会（平成 16 年 10 月 25 日）

- ・全体構想（最終案）の協議
- ・檜原湿原地区自然再生事業実施計画（案）の協議

○第 4 回自然再生協議会（平成 17 年 1 月 26 日）

- ・檜原湿原地区自然再生事業実施計画（最終案）の協議、了承

○檜原湿原地区自然再生全体構想 作成（平成 17 年 1 月）

○第 5 回自然再生協議会（平成 18 年 3 月 28 日）

- ・平成 17 年度事業の実施状況についての報告
- ・平成 18 年度事業予定について協議

○第 6 回自然再生協議会（平成 18 年 8 月 29 日）

- ・平成 18 年度事業内容の再検討

○第 7 回自然再生協議会（平成 19 年 3 月 23 日）

- ・平成 19 年度事業予定等について協議

かしばる 「桧原湿原地区自然再生全体構想」の概要

◆自然再生の対象となる区域

背振山地西部の佐賀県 東松浦郡 七山村 池原 字桧原

桧原県自然環境保全地域範囲 121ha（短期計画の対象エリアはそのうち 8ha）

◆自然再生の目標

湿地環境に人為的な悪影響が比較的少なく、農林業等により適切な影響を与えていたと推察される七山村道開設以前の状態（昭和 40 年前半）を概ねの再生目標として設定。

さらに、短期計画では対象エリアを 10 区分し、それぞれについての再生目標として目標植生図を作成。

◆自然再生協議会の構成員

専門家 5、 個人 17、 団体 11、

関係地方公共団体 6、関係行政機関 3

合計 42（個人・団体） ※平成 19 年 11 月現在

かしばる 「桧原湿原地区自然再生事業実施計画」の概要

◆実施者：佐賀県くらし環境本部環境課

◆自然再生事業の対象となる区域

全体構想における自然再生の対象となる区域に同じ

◆事業実施計画の内容

・再生計画

短期的には自然植生の再生のため、オオミズゴケの除去、耕起、木本類の除去、池の造成などを状況ごとに組み合わせて実施する他、適正な水深の保持、木道、ボランティアステーションの設置を行う。中・長期計画としては周辺森林の水源涵養能力の向上、村道・駐車場部分の湿地再生を図る。

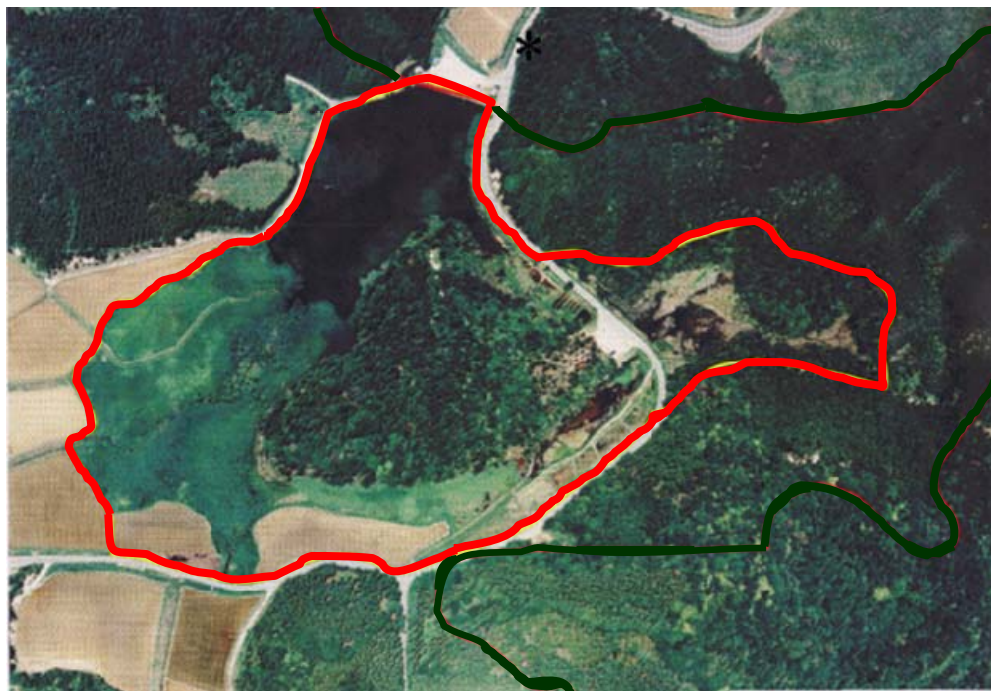
・維持管理計画

定期的な抜き取り、火入れ、除草作業、間伐等による植生の維持管理の他、木道、ボランティアステーションの維持管理を行う。また、水環境、生物相についてモニタリング調査を行い、その結果について専門家が評価し、自然再生協議会で検討することで、順応的に事業を進める。

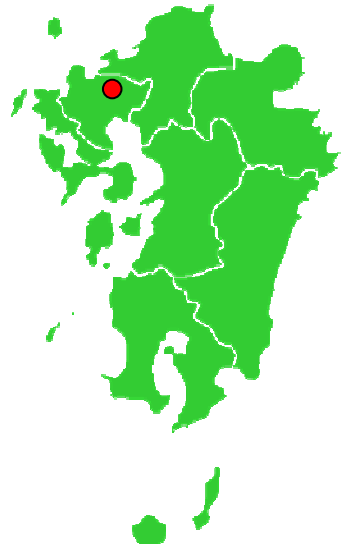
・その他

環境教育等への活用のため、自然環境学習プログラムの整備、人材の育成、情報の共有に努める。

かしばる
檜原湿原地区自然再生協議会



自然再生の対象となる区域（全体構想より）



かつては開放水面だった場所が
低木林化



ミズゴケの堆積、ミツガシワの繁茂



ミズゴケの堆積による陸化

○檜原湿原地区自然再生事業実施計画に基づき、平成17年度事業を実施 → 現在モニタリング調査を実施



作業実施前

平成17年6月

開放水面の減少、陸化が進行



作業実施後

平成18年8月

開放水面の拡大
(多様な植生の回復)

榎野川河口域・干潟自然再生協議会について

- ◆榎野川河口域から山口湾に広がる西瀬戸内地域有数の広大な干潟（約 300ha）は、渡り鳥のクロスロード、カブトガニの生息地であり、全国的にも非常に重要な地域である。

上中流域からの浮泥流入、生活排水対策の遅れによる富栄養化等によりカキの異常発生があるなど干潟生態系の改変・改質が生じており、平成 14 年 6 月には「やまぐちの豊かな流域づくり推進委員会」が設置され、平成 15 年 3 月には「やまぐちの豊かな流域づくり構想（榎野川モデル）」が策定された。

- ◆平成 14 年度から、自然生態系の保全・再生に向けた計画策定のための調査を実施。
- ◆「やまぐちの豊かな流域づくり構想（榎野川モデル）」の策定を受け、平成 16 年 8 月に自然再生推進法に基づく「榎野川河口域・干潟自然再生協議会」を設立。
（榎野川河口域・干潟の自然環境を再生し維持していくことを検討。）
- ◆平成 17 年 3 月には「榎野川河口域・干潟自然再生全体構想」が作成された。

- 第 1 回自然再生協議会（平成 16 年 8 月 1 日）
 - ・協議会の設立
- 第 2 回自然再生協議会（平成 16 年 11 月 20 日）
 - ・全体構想（素案）の協議
- 第 3 回自然再生協議会（平成 17 年 3 月 6 日）
 - ・全体構想（案修正版）の協議、了承
- 榎野川河口域・干潟自然再生全体構想 作成（平成 17 年 3 月）
- 第 4 回自然再生協議会（平成 17 年 8 月 8 日）
 - ・ワーキンググループの設置
- 第 5 回自然再生協議会（平成 17 年 11 月 23 日）
 - ・ワーキンググループの活動報告
- 第 6 回自然再生協議会（平成 18 年 2 月 5 日）
 - ・ワーキンググループの活動報告
- 第 7 回自然再生協議会（平成 18 年 4 月 29 日）
 - ・第二期協議会委員就任等について協議
- 第 8 回自然再生協議会（平成 19 年 6 月 16 日）
 - ・役員改選等について協議

ふしのがわ
「**樺野川河口域・干潟自然再生全体構想**」の概要

◆自然再生の対象となる区域

樺野川河口域から山口湾内の干潟等

◆自然再生の基本的な考え方と方向性

○自然再生の3つの視点(流域構想等を踏まえ)

- ・ 樺野川河口干潟等の生物多様性の確保
- ・ 多様な主体の参画と産学官民の協働・連携
- ・ 科学的知見に基づく順応的取組

○人が適度な働きかけを継続することで、自然からのあらゆる恵みを持続的に享受できる場、いわゆる『里海』の再生を目指す。

◆自然再生の目標

『里海』の再生

具体的な目標 <自然再生ゾーニング>

-  : 豊かな泥干潟の区域
-  : 豊かな砂干潟の区域
-  : カブトガニ産卵場保全区域
-  : 豊かなアマモ場・浅場
-  : 豊かな泥浜・レク干潟
-  : 豊かな後浜(背後地)の区域
-  : 現状干潟の観察・維持区域

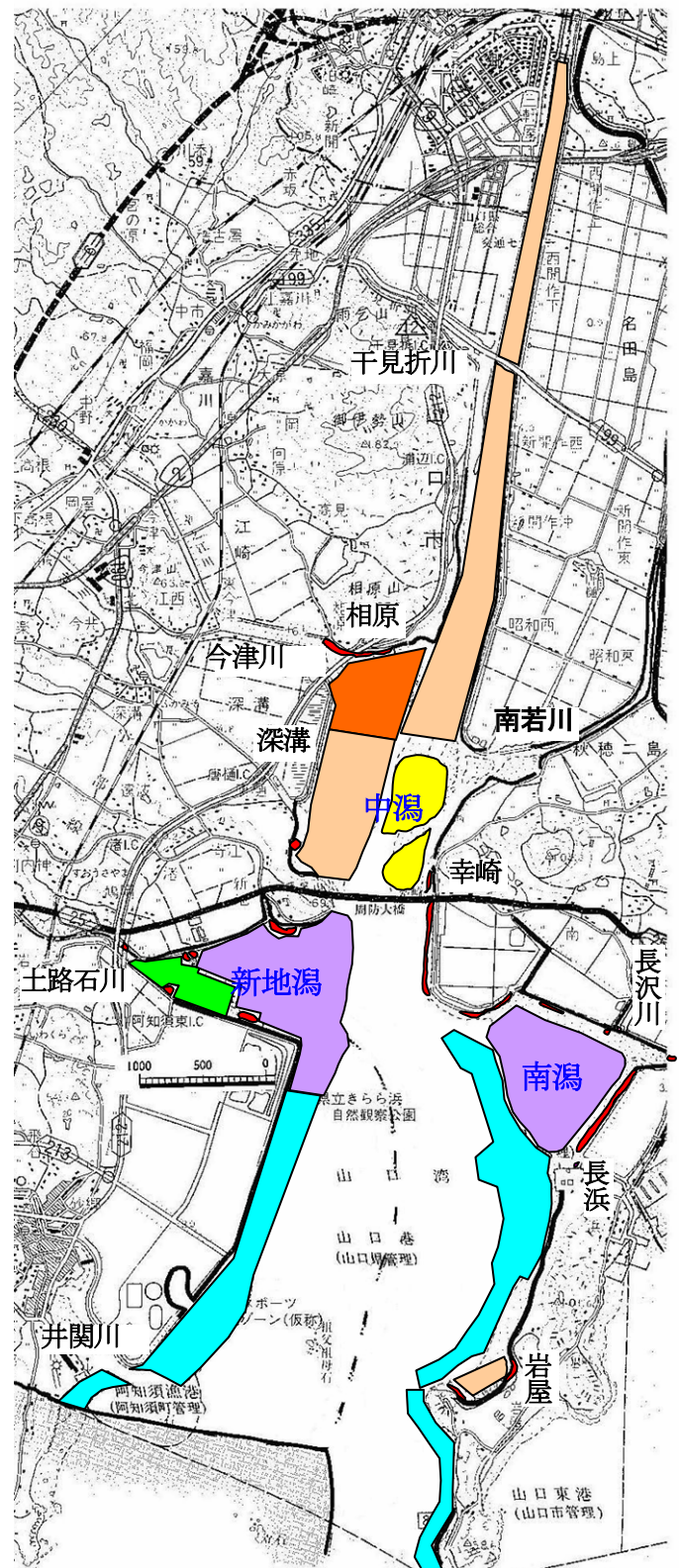
◆自然再生協議会の構成員

専門家 9、個人 18、団体 18、

関係地方公共団体 11、関係行政機関 4

合計 60(個人・団体)

※平成19年11月現在

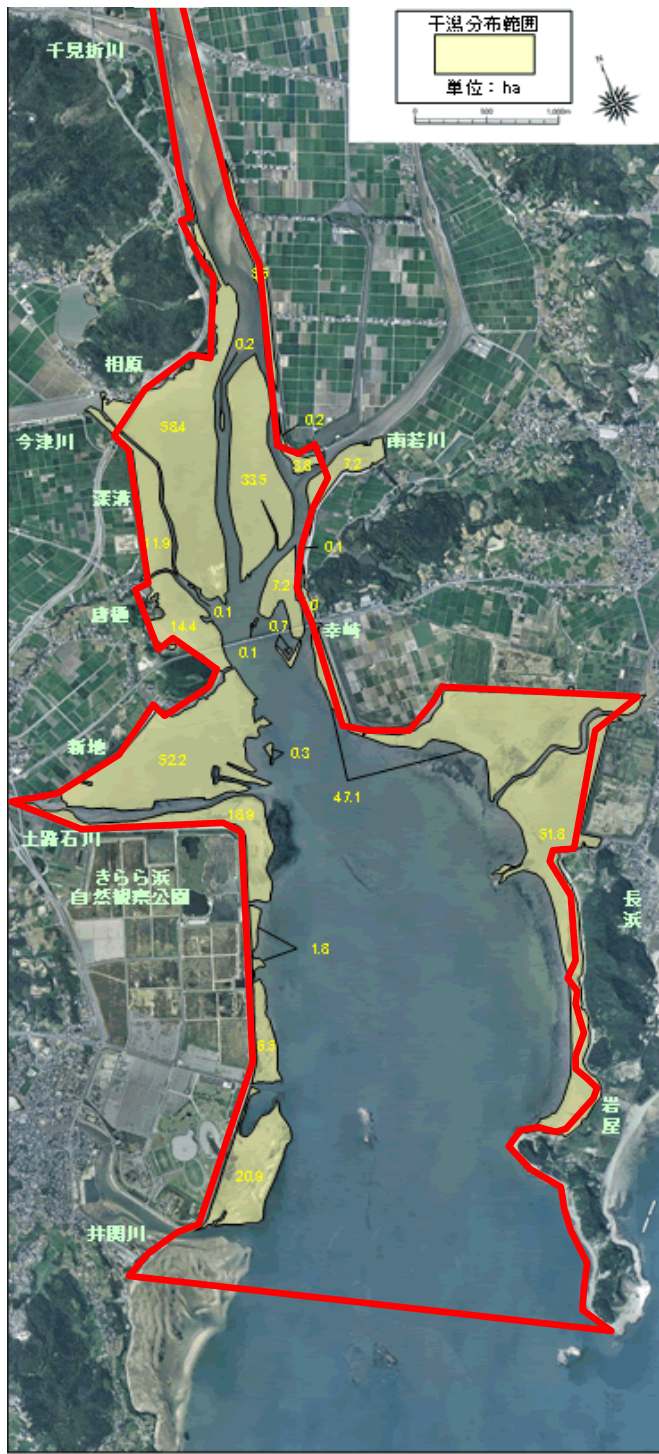


ここに示すゾーニングはイメージであって、具体的な検討はそれぞれの事業主体において、行われるものである。

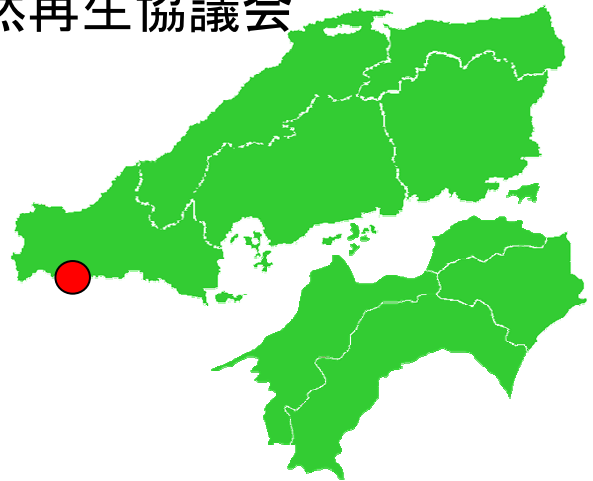
自然再生ゾーニング

ふしのがわ

榎野川河口域・干潟自然再生協議会



自然再生の対象となる区域
(全体構想より)



カキの著しい増殖



硬質化、無機質化した干潟



干潟の人手による耕耘試験



カブトガニの産卵場の保全

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会について

- ◆ 霞ヶ浦では、湖岸浅所での大規模干拓や湖岸の整備・水位管理、流域の開発などによって地域の安全性、利便性が向上した一方、湖岸の生物多様性のみならず、その基盤である地形などの自然も損なわれてきた。かつて、霞ヶ浦湾奥部の湖岸には、湿地や植生帯など多様な自然環境が連続してみられたが、現在では湖岸堤の築造等が進み湖岸域における自然環境の連続性や多様性が著しく損なわれている。
 - ◆ そこで、かつての多様な自然環境を復元するため、田村・沖宿・戸崎地区の湖岸域において多様な自然環境を再生するとともに、平成17年4月22日にオープンした茨城県霞ヶ浦環境科学センターと連携した環境学習の場等としても積極的に活用を図ることを目的とし、自然再生推進法に基づく自然再生協議会を設置し、湖岸環境の再生を図る。
 - ◆ 平成15年11月から国、水資源機構、茨城県、土浦市及び霞ヶ浦町（現在かすみがうら市）から構成される勉強会を実施。平成16年8月からは準備会に移行。
 - ◆ 平成16年10月からは、勉強会メンバーに加え、学識者、行政機関並びに一般公募により選出された委員から構成される「霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会」を設立、平成17年11月27日に「全体構想」を作成した。
 - ◆ 第12回協議会（平成18年11月11日）では、自然再生事業実施計画【A区間】（案）が了承された。
 - ◆ 実施者（霞ヶ浦河川事務所）は、平成18年12月7日に自然再生実施計画書を作成した。
 - ◆ 平成19年1月24日に自然再生実施計画書【A区間】を主務大臣及び県知事に送付。
 - ◆ 現在、自然再生実施計画書【A区間】に基づき事業を実施中である。
 - ◆ 第17回協議会（平成19年9月9日）では、自然再生事業実施計画【B区間】（案）が了承された。
 - ◆ 実施者（霞ヶ浦河川事務所）は、平成19年9月14日に自然再生実施計画書を作成した。
-
- 第1回自然再生協議会（平成16年10月31日）
 - ・ 国土交通省、水資源機構、茨城県、土浦市、霞ヶ浦町、学識経験者及び一般公募により選出されたNPO、地域住民等が参画して協議会を設立。
 - ・ 構成員 合計70（個人・団体）
 - 第2回自然再生協議会（平成16年12月11日）
 - ・ 意見の抽出
 - 第3回自然再生協議会（平成17年1月22日）
 - ・ 自然再生の目標（案）について討議
 - ・ 今後の進め方について討議

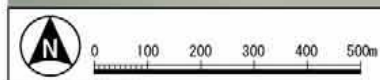
- 第４回自然再生協議会（平成１７年３月２１日）
 - ・ 自然再生の目標（修正案）について討議
 - ・ 事業内容（素案）について討議
 - ・ 役割分担（素案）について討議
 - ・ 今後の進め方について討議
- 第５回自然再生協議会（平成１７年５月２１日）
 - ・ 委員の変更について了承
 - ・ 自然再生の目標の承認
 - ・ 事業内容（委員のアイデア）について討議
 - ・ 役割分担（素案）について討議
 - ・ 今後の進め方について討議
- 第６回自然再生協議会（平成１７年７月２３日）
 - ・ 自然再生全体構想（原案）の討議
 - ・ 自然再生目標について討議
 - ・ 事業内容について討議
 - ・ 役割分担について討議
- 第７回自然再生協議会（平成１７年１０月２日）
 - ・ 自然再生全体構想（原案）の討議
 - ・ 田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会設置要綱の改正
 - ・ 現地視察
- 第８回自然再生協議会（平成１７年１１月２７日）
 - ・ 自然再生実施計画に向けての進め方について討議
 - ・ 国土交通省が実施者として実施する主な事業内容の考え方について
- 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生全体構想の作成（平成１７年１１月）
- 第９回自然再生協議会（平成１８年１月２９日）
 - ・ 自然再生実施計画の進め方の討議
 - ・ 各委員からの事業内容の提案について
 - ・ 国土交通省の実施計画の内容について討議
- 第１０回自然再生協議会（平成１８年７月８日）
 - ・ 自然再生事業実施計画の進め方について討議
 - ・ 国土交通省の実施計画の案について協議
- 第１１回自然再生協議会（平成１８年９月３０日）
 - ・ 自然再生事業実施計画【Ａ区間】（案）の協議
- 第１２回自然再生協議会（平成１８年１１月１１日）
 - ・ 自然再生事業実施計画【Ａ区間】（案）の協議・了承
- 第１３回自然再生協議会（平成１９年３月２４日）
 - ・ 自然再生事業実施計画【Ａ区間】の事業実施に係る連絡調整
 - ・ 自然再生事業実施計画【Ｂ区間】の事業内容について協議
- 第１４回自然再生協議会（平成１９年６月３日）
 - ・ 自然再生事業実施計画【Ａ区間】の現地視察
 - ・ 自然再生事業実施計画【Ｂ区間】の骨子の協議

- 第 15 回自然再生協議会（平成 19 年 7 月 8 日）
 - ・ 自然再生事業実施計画【B 区間】の素案の協議
- 第 16 回自然再生協議会（平成 19 年 8 月 5 日）
 - ・ 自然再生事業実施計画【B 区間】の原案の協議
- 第 17 回自然再生協議会（平成 19 年 9 月 9 日）
 - ・ 自然再生事業実施計画【B 区間】（案）の協議・了承

◆ 自然再生協議会の 構成員 合計 65（個人・団体） ※平成 19 年 11 月現在



 自然再生事業対象区域（田村・沖宿・戸崎自然再生地）
※水域の点線はおおよその範囲を示す。



くぬぎ山地区自然再生協議会について

- ◆くぬぎ山地区は、江戸時代の新田開発によってつくられたクヌギ、コナラなどの二次林によって構成された、地域の生活と一体となったまとまりのある平地林が残っている地域である。かつては、燃料等としての木材利用など、農用林としての物質循環が存在し、地域住民により維持保全がなされてきたが、近年産業廃棄物処理施設の立地や廃棄物の不法投棄など環境保全上の問題が生じ、これらによる雑木林の消失・荒廃が進んでいるなど、早急に自然環境の保全・再生を図る必要がある。
- ◆平成16年11月、自然再生推進法に基づく「くぬぎ山地区自然再生協議会」を設立。
- ◆平成17年3月には、「くぬぎ山地区自然再生全体構想」を作成した。引き続き、実施計画の作成に向けて協議を行う。

<活動状況>

○第1回自然再生協議会（平成16年11月6日）

- ・専門家、市民、関係団体、地方公共団体（埼玉県、所沢市、狭山市、川越市、三芳町）、関係行政機関（国土交通省、農林水産省、環境省）からなる協議会の設立
- ・「再生・保全小委員会」及び「管理・活用小委員会」の設置

○くぬぎ山地区自然再生全体構想の作成（平成17年3月12日）

○第8回自然再生協議会（平成18年6月4日）

- ・協議会の議事・運営に関する企画立案を行う「運営委員会」を設置
運営委員13名を選出（協議会正副会長3名、団体委員3名、個人委員2名、地方公共団体5名）

○第10回自然再生協議会（平成19年1月28日）

- ・運営委員会の報告、今後の進め方を議論
- ・県として、近郊緑地保全区域の指定を受けた上で、地権者の同意が得られた区域について近郊緑地特別保全地区に指定するという保全策を、今後地権者に説明し理解を得ていきたい旨、県から協議会に対し、説明があった。

○平成16年11月の第1回協議会より、平成19年11月までに計12回開催

- ◆自然再生協議会の構成員合計70（個人・団体） ※平成19年11月現在



空撮写真



樹林地内の様子

やわた 八幡湿原自然再生協議会について

- ◆西中国山地国定公園内の八幡湿原は、広島県の北西部に位置する 1000m 級の山に囲まれた標高 800m の盆地に位置する。八幡湿原はヌマガヤーマアザミ群集に代表される中間湿原で、日本の湿原分布のほぼ南限にあたる学術的にも価値の高い湿原である。

戦後の牧場化に伴う排水施設や道路建設が原因と思われる湿原の乾燥化が進行することにより、湿原環境やそれを生育・生息基盤とする動植物の存亡が危ぶまれており、自然生態系の保全・再生が緊要となっている。

- ◆平成 15 年度から、自然生態系の保全・再生に向けた計画策定のための調査を実施。

- ◆平成 16 年 11 月に自然再生推進法に基づく「八幡湿原再生協議会」(後に八幡湿原自然再生協議会に名称変更)を設立。

(がりゅうさんろく
臥竜山麓八幡湿原において湿原環境の再生を検討。)

- ◆平成 18 年 3 月には「八幡湿原自然再生全体構想」が作成された。

全体構想を踏まえ、平成 18 年 10 月に「八幡湿原自然再生事業実施計画」が作成された。

○第 1 回自然再生協議会（平成 16 年 11 月 7 日）

- ・ 協議会の設立

○第 2～4 回自然再生協議会（平成 17 年 2 月 13 日、7 月 30 日、11 月 27 日）

- ・ 全体構想（案）の協議

○第 5 回自然再生協議会（平成 18 年 3 月 4 日）

- ・ 全体構想（最終案）の了承

○八幡湿原自然再生全体構想 作成（平成 18 年 3 月）

○第 6 回自然再生協議会（平成 18 年 6 月 3 日）

- ・ 八幡湿原自然再生事業実施計画（案）の作成方法等について協議

○第 7 回自然再生協議会（平成 18 年 9 月 9 日）

- ・ 八幡湿原自然再生事業実施計画（案）の協議

○第 8 回自然再生協議会（平成 18 年 10 月 9 日）

- ・ 八幡湿原自然再生事業実施計画（案）の協議、了承

○第 9 回自然再生協議会（平成 19 年 3 月 4 日）

- ・ 八幡湿原自然再生事業川づくりに係る工法の検討 等

○第 10 回自然再生協議会（平成 19 年 6 月 2 日）

- ・ 八幡湿原自然再生協議会設置要項の改正 等

○第 11 回自然再生協議会（平成 19 年 10 月 13 日）

- ・ 今後の維持管理体制について協議

^{やわた} 「八幡湿原自然再生全体構想」の概要

◆自然再生の対象となる区域

広島県 山県郡北広島町 東八幡原の県有地 約 17.56ha

◆自然再生の目標

- ・ 現在残されている最も古い文献資料をもとに、牧場造成前の昭和 30 年代前半頃の湿原生態系の再生を目指す。
- ・ 現在も湿地が残っている場所及び以前湿地が見られた場所はマアザミ群落やヌマガヤ群落に誘導する。地表水の多い場所は、ハンノキ群落に誘導する。特に対象区域北部ではまとまったハンノキ-マアザミ群落を再生する。
- ・ 対象区域内の湿地と連続する乾燥地は、ススキ草地を維持する。
対象区域内の臥竜山の森林と連続する森林は、当面ミズナラ林へ誘導する。

◆自然再生協議会の構成員

専門家 3、個人 17、団体 10、

関係地方公共団体 5、関係行政機関 1

合計 36(個人・団体) ※平成 19 年 11 月現在

^{やわた} 「八幡湿原自然再生事業実施計画」の概要

◆実施主体：広島県

◆自然再生事業の対象となる区域：

広島県 山県郡 北広島町 東八幡原の県有地 約 17.56ha

◆事業実施計画の内容

(1) 自然再生事業の内容

- ①コンクリート三面張り水路の撤去
- ②自然形態の河川の整備
- ③河川の堰上げ
- ④導水路の整備
- ⑤町道周辺水路の再整備
- ⑥立木の伐採

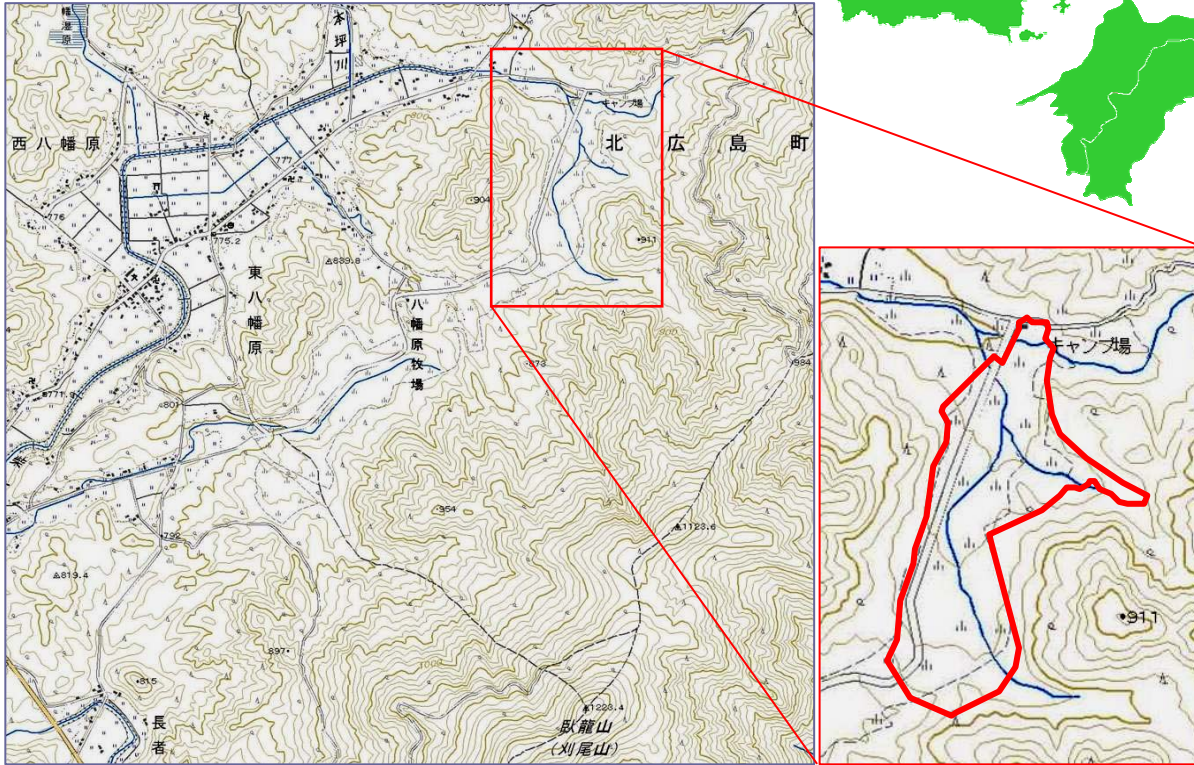
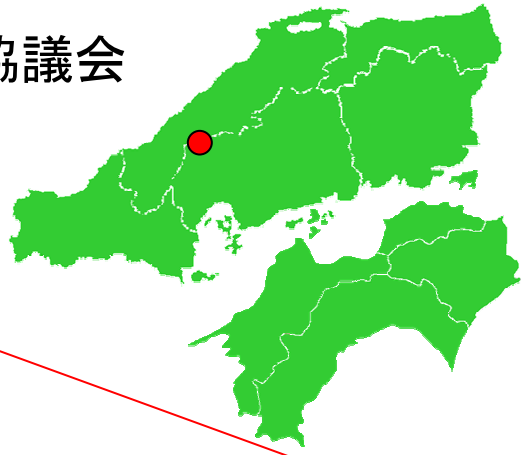
(2) 自然環境の保全上の意義及び効果等

事業実施により、多様な水環境の創出、水環境と森林・湿原・草地がまとまった動植物の新たな生育・生息環境の創出が期待される。

(3) その他自然再生事業の実施に関し必要な事項

- ①モニタリングによる検証
- ②順応的管理手法の適用

やわた
八幡湿原自然再生協議会



自然再生の対象となる区域
(全体構想より)



乾燥化の一因の
コンクリート三面張水路



排水施設や道路建設が原因と思われる
湿原の乾燥化が進行している



周辺部からアカマツやイヌツゲ等の木本類が侵入し、湿原環境や
それを生育・生息基盤とする動植物の存亡が危ぶまれている

上サロベツ自然再生協議会について

- ◆ サロベツ湿原には、低平地におけるわが国最大の「高層湿原」と隣接する「海岸砂丘帯の砂丘林と長沼湖沼・湿原群」、「ペンケ沼と周辺の低層湿原」など、貴重な自然環境が残されている。しかし、周辺の土地利用の変化に伴い、湿原の地下水位の低下や乾燥化、地盤沈下が起き、高層湿原植生が減少してササやヨシ等が侵入するなどの現象が生じている。
- ◆ 平成 14 年度から、関係行政機関、地方公共団体、NPO、専門家等による「サロベツ構想策定検討会」が開催され、平成 16 年 9 月には「サロベツ再生構想」が策定された。
- ◆ サロベツ再生構想が策定されたことを受け、平成 17 年 1 月に自然再生推進法に基づく「上サロベツ湿原自然再生協議会」を設立。
(国立公園であるサロベツ湿原と農地が隣接する北海道豊富町において、農業と共存した湿原の再生を検討。)
- ◆ 平成 18 年 2 月には「上サロベツ自然再生全体構想」が作成された。
全体構想を踏まえ、平成 19 年 1 月には豊富町、サロベツ農事組合連絡会議、稚内開発建設部を実施者とする「農業と湿原の共生に向けた自然再生実施計画」が作成された。
 - 第 1 回自然再生協議会（平成 17 年 1 月 19 日）
 - ・ 協議会の設立
 - ・ 全体構想の作成方法について協議
 - 第 2 回自然再生協議会（平成 17 年 6 月 29 日）
 - ・ 全体構想（素案）の協議
 - 第 3 回自然再生協議会（平成 17 年 11 月 1 日）
 - ・ 全体構想（修正案）の協議
 - 第 4 回自然再生協議会（平成 18 年 2 月 2 日）
 - ・ 全体構想（最終案）の協議、了承
 - 上サロベツ自然再生全体構想 作成（平成 18 年 2 月）
 - 第 5 回自然再生協議会（平成 18 年 7 月 13 日）
 - ・ 国営土地改良事業における農業と湿原の共生に向けた実施計画（案）（緩衝帯・沈砂池）の協議、了承
 - 第 6 回自然再生協議会（平成 19 年 2 月 20 日）
 - ・ 上サロベツ自然再生協議会経緯報告 等
 - 第 7 回自然再生協議会（平成 19 年 5 月 17 日）
 - ・ 普及行動計画（案）の協議、了承 等

「上サロベツ自然再生全体構想」の概要

◆自然再生の対象となる区域

主として、豊富町地内の国立公園である上サロベツ湿原とする。ただし自然再生に資する事業は、上サロベツ湿原区域にとどまらず、上サロベツ湿原区域の自然環境に直接的に影響を及ぼすことが考えられる範囲で実施できる。

◆自然再生の目標

○上サロベツ湿原の自然再生目標

- ・高層湿原の自然再生目標
国立公園指定時の植生や広がり状況を目標とする。
- ・ペンケ沼の自然再生目標
現況の維持（これ以上、埋塞が進まない状態）を目標とする。
- ・泥炭採取跡地の自然再生目標
開水面の閉塞を進め、湿原植生の再生・創出を図ることを目標とする。
現況を維持するエリアを一部に設定する。
- ・砂丘林帯湖沼群の自然再生目標
生態系の保持のために、水位低下の抑制を目標とする。

○農業の振興に係る目標

- ・泥炭地の特性を考慮しつつ農地や排水路の再整備を行い、湿原と共生する酪農地帯としての農業の振興を目指す。
- ・「国立公園の自然と共存するおいしくて安心な豊富牛乳、農産物」というサロベツブランドの確立に繋がることを目指す。

○地域づくりに係る目標

- ・自然再生の過程に触れること等を通じて、湿原を中心とした地域の自然環境を学び体験する場所として活用する。
- ・周辺の農地・農村は、人の生業と自然の関わりを学び、楽しむ場として活用する。
- ・豊富温泉を滞在拠点として活用する。
- ・地域住民の活動と連携して、地域の自然資源等の利活用による自然とのふれあい、エコツーリズム等を推進し、サロベツブランドの確立を図る。

◆自然再生協議会の構成員

個人（専門家含む） 24、団体 20、
関係地方公共団体 4、関係行政機関 5

合計 53（個人・団体） ※平成 19 年 11 月現在

「上サロベツ自然事業

農業と湿原の共生に向けた自然再生実施計画」の概要

◆実施者：豊富町、サロベツ農事連絡会議、稚内開発建設部

◆自然再生事業の対象となる区域：豊富町のサロベツ川の上中流に位置し、国営土地改良事業の実施を予定している区域。

◆自然再生実施計画の内容

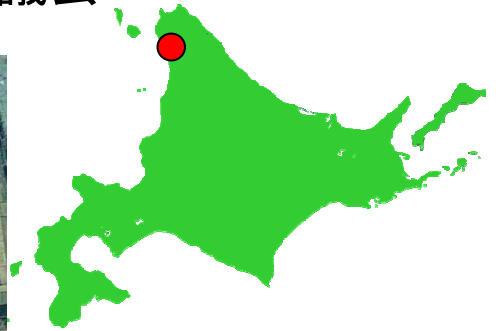
- ・緩衝帯

農用地と湿原が直接隣接する箇所内、湿原の地下水位に影響をおよぼしていると推察される農用地側に緩衝帯を設定し、湿原の乾燥化を抑制する。

- ・沈砂池

整備する農業用排水路に設置される沈砂池を適正に維持管理することで、農用地から河川に流出する土砂を軽減する。

上サロベツ自然再生協議会



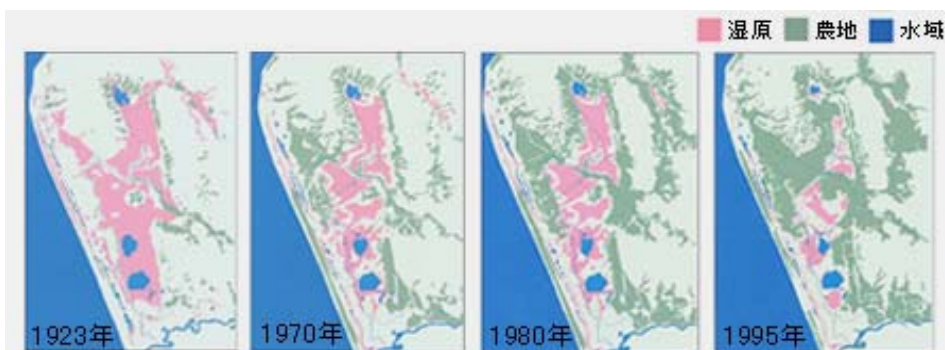
自然再生の対象となる区域(全体構想より)



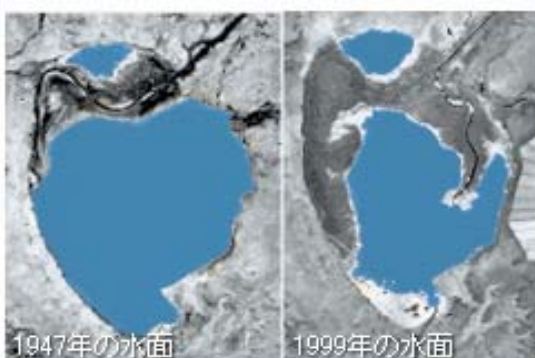
泥炭採掘跡地の開放水面



農地の地盤沈下
手前の牧草地が奥の湿原より
1mほど低くなっている



サロベツ地域における湿原の減少と農地の拡大



ベンケ沼の埋塞
上流からの土砂流入等により水面が約半分に減少



排水路の設置による乾燥化の進行
湿地に隣接する農地での排水不良

野川第一・第二調節池地区自然再生協議会について

◆ 趣旨

かつて小金井市の野川沿いは、田んぼが広がり国分寺崖線の湧水や森林等により、湿地や植生帯など多様な自然環境が広がっていた。現状では、沿川の市街化や土地利用の変化により自然環境の多様性は大きく損なわれている。

このため東京都は、上記のような状況にある野川第一、第二調節池及びその周辺の野川において、かつての多様な自然環境を再生するとともに環境学習の場として活用することを目的に、自然再生推進法に基づく「野川第一・第二調節池地区自然再生協議会」を設置し、河川環境の再生を図る。

この自然協議会では、当該地区の自然再生の全体的な方向性を定める「自然再生全体構想」を作成するとともに、実施者が作成する具体的な事業の実施計画の案について協議を行い、事業の実施及び維持管理に係わる連絡調整を行う。

◆ 協議会構成員

都民委員	29名	(公募により決定)	
団体委員	17名	(NPO、市民団体の代表)	
行政委員	9機関	(都及び小金井市)	
学識経験者	2名		合計 57名

◆ これまでの取り組み

○協議会の開催

平成17年3月28日第1回協議会を開催し、以降平成19年10月9日まで計14回の協議会を開催した。

○自然再生全体構想の作成

平成17年11月16日第5回協議会から具体的検討に入り、平成18年9月13日第12回協議会において参加委員全員の合意により作成された。

○自然再生事業実施計画の協議

平成18年3月29日第9回協議会から具体的検討に入り、平成18年9月13日第12回協議会において、図表や文章の修正を前提に合意した。実施者が修正したのち、平成18年10月16日に作成された。

○維持管理に係わる連絡調整

平成18年12月12日第13回協議会において、維持管理の内容及管理運営団体の立ち上げについて連絡調整を行った。その後、平成19年1月22日に管理運営団体を設立し、モニタリングや維持管理を行っている。また、平成19年6月に田んぼの田植えを、平成19年9月に稲刈りを行った。

○整備状況

平成19年2月24日に、第一調節池の湿地・田んぼ・水路の整備に着手した。



対象箇所の現況



野川第一調節池

地域の多様な主体が協議会を組織



自然再生の構想づくり

実施計画・モニタリングの検討

維持管理などの役割分担

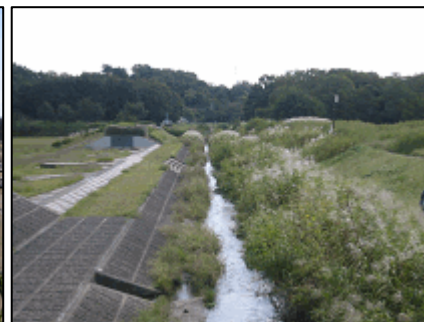
情報交換



野川第一調節池（東側）



野川第二調節池



野川（小金井新橋下流）

がもう

蒲生干潟自然再生協議会について

◆蒲生干潟は、仙台市東部の仙台港の南側に位置した二級河川七北田川河川区域内の延長 860m、幅 250m、水面積 13ha の小さな潟湖であり、干潟の面積は約 5ha である。現在の干潟の姿は、仙台港の整備や河川の改修工事によって人為的に形成されたもの。淡水と海水が混じる汽水域で、鳥類、底生動物、魚類等多様な生物を育む重要な生態系となっている。また、重要な渡り鳥の中継地、繁殖地及び越冬地であり、コクガン（国指定天然記念物、絶滅危惧Ⅱ類）の越冬地としても貴重である。

◆干潟周辺地域の開発、レジャー、マリンスポーツ等の人為的な干渉が増加。また、導流堤の老朽化による蒲生干潟の塩分濃度上昇・浅底化や干潟の露出面積の減少などにより、自然環境に影響が出てきており、渡り鳥を頂点とする生態系にとって良好な自然環境への復元と人為影響の回避を図る対策を講ずることが緊要となっている。

◆平成 14 年度から、自然生態系の保全・再生に向けた計画策定のための調査を実施。

◆平成 17 年 6 月に自然再生推進法に基づく「蒲生干潟自然再生協議会」を設立。

（シギ・チドリ類などの渡り鳥の飛来地であり、また底生動物の宝庫である貴重な干潟環境の保全・再生を検討。）

◆平成 18 年 9 月には、「蒲生干潟自然再生全体構想」が作成された。

○ 第 1 回自然再生協議会（平成 17 年 6 月 19 日）

- ・ 協議会の設立
- ・ 協議会の進め方について協議

○第 2 回～第 5 回自然再生協議会（平成 17 年 8 月 28 日、11 月 20 日、平成 18 年 2 月 12 日、6 月 18 日）

- ・ 全体構想（案）の協議

○ 第 6 回自然再生協議会（平成 18 年 9 月 16 日）

- ・ 全体構想（案）の協議、了承

○ 蒲生干潟自然再生全体構想 作成（平成 18 年 9 月）

○ 第 7 回自然再生協議会（平成 19 年 2 月 17 日）

- ・ 事業実施計画（案）の協議

○ 第 8 回自然再生協議会（平成 19 年 11 月 11 日）

- ・ 実施計画(案)(干潟・砂浜修復)の協議

^{がもう} 「蒲生干潟自然再生全体構想」の概要

◆自然再生の対象となる区域

国指定仙台海浜鳥獣保護区蒲生特別保護地区（48ha）及び、干潟北部に隣接する宮城県企業局所有のため池（4.4ha）、宮城県土木部が管理する緩衝緑地（5.4ha）である。これらの区域を一体的な機能としてとらえ、合計 58ha を自然再生の対象とする区域とする。

◆自然再生の目標

特徴的かつ生態系の上位である渡り鳥（シギ・チドリ類、コアジサシ、コクガン）にとって渡来の中継地である良好な湿地環境を保全し、これ以上の生態系の劣化を防止し、さらに現状の改善に資するよう干潟の適正な空間利用（持続可能な利用）を図り、環境保全活動・環境教育を通して生きた自然に接することができる場、多様な主体が交流する場、情報を共有する場を創出することとする。

- ・多様な生物を育む干潟の保全、復元
- ・湿地を維持する水循環の再生
- ・砂浜環境の保全・回復
- ・環境保全活動・環境教育の推進および各主体の交流する場の創出

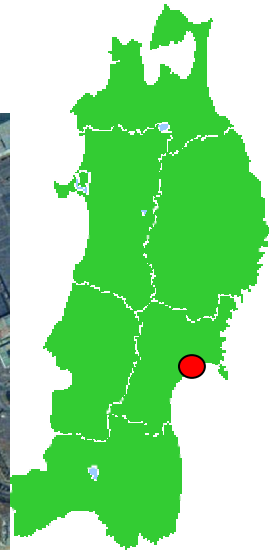
◆自然再生協議会の構成員

専門家 9、個人 2、団体 8、

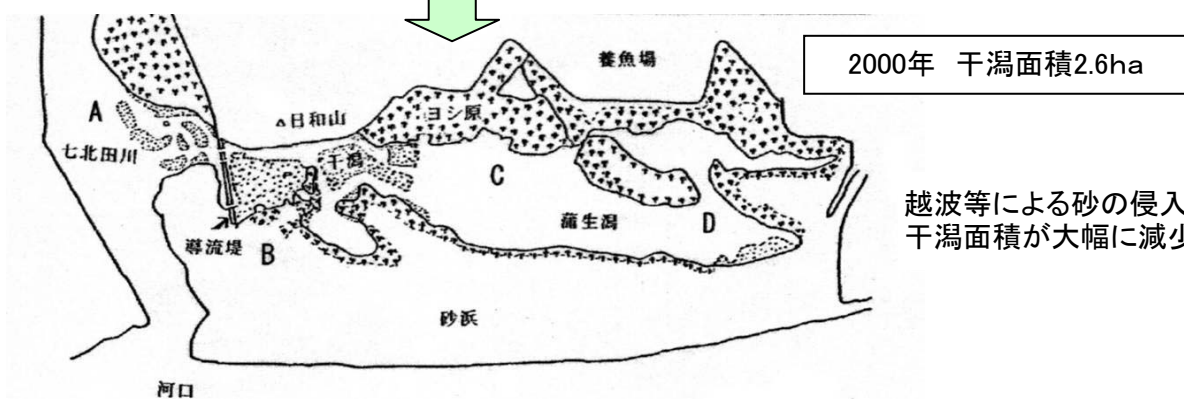
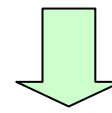
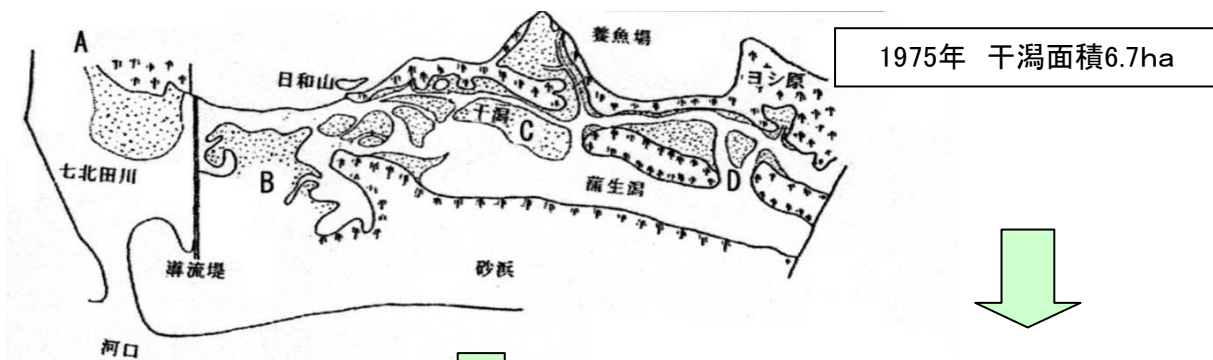
関係地方公共団体 4、関係行政機関 3

合計 26（個人・団体） ※平成 19 年 11 月現在

がもう
蒲生干潟自然再生協議会



自然再生の対象となる区域（全体構想案より）



導流堤の老朽化による砂、海水の流入



もりよし

森吉山麓高原自然再生協議会について

◆森吉山麓高原は、かつて豊かなブナ林に覆われ、ツキノワグマ、カモシカ、クマゲラ、クマタカ等の多様な生物が数多く生息していたが、昭和 50 年頃からおよそ 500ha ものブナ林が伐採され、牧場として草地開発されたが、現在では牧場の需要は減少している。隣接するノロ川周辺にはブナを主体とした広葉樹林が残されており、クマゲラが生息しているが、近年その繁殖が確認されていないため、個体群の存続が懸念されている。

◆平成 16 年度から、自然生態系の保全・再生に向けた計画策定のための調査を実施。

◆平成 16 年度から、専門家、市民団体等で構成される「森吉山麓高原自然再生検討会」において自然再生に向けた基本方針等を検討したうえで、平成 17 年 7 月に自然再生推進法に基づく「森吉山麓高原自然再生協議会」を設立。

(かつて草地として開発された森吉山麓高原を広葉樹林に再生し、周辺の自然環境と共に保全していくことを検討。)

◆平成 18 年 3 月には「森吉山麓高原自然再生全体構想」が作成された。

全体構想を踏まえ、平成 18 年 10 月には、秋田県を実施者とする「森吉山麓高原自然再生事業実施計画」が作成された。

○第 1 回自然再生協議会（平成 17 年 7 月 19 日）

- ・ 協議会の設立
- ・ 森吉山麓高原の自然再生事業について協議

○第 5 回自然再生協議会（平成 18 年 3 月 31 日）

- ・ 全体構想（最終案）の協議、了承

○森吉山麓高原自然再生全体構想 作成（平成 18 年 3 月）

○第 6 回自然再生協議会（平成 18 年 7 月 10 日）

- ・ 17 年度の調査結果等について報告

○第 7 回自然再生協議会（平成 18 年 7 月 10 日）

- ・ 実施計画（案）の協議

○第 8 回自然再生協議会（平成 18 年 10 月 20 日）

- ・ 実施計画（最終案）の協議、了承

○第 9 回自然再生協議会（平成 19 年 7 月 27 日）

- ・ 18 年度の調査結果等について報告

もりよし
「森吉山麓高原自然再生全体構想」の概要

◆自然再生の対象となる区域

秋田県 北秋田市 森吉山麓高原 1－1 487.7ha

◆自然再生の目標

- ・ 短期的な目標（今後 30 年間の取組・・・造成期）

森林の連続性に配慮しつつ、無立木地を出来るだけ少なくすることを当面の目標とする。

- ・ 中期的な目標（50 年後の森林の姿・・・人の手から自然力へ）

初期に植栽した樹木は種子を作る母樹となる。その母樹の周辺で更新が始まり、当初植栽できなかった箇所でも更新が始まる。この頃になると生物多様性に富んだ森林が育成され、動物相も豊かになる。

- ・ 長期的な目標

（100 年後、そしてそれ以後の望ましい森林の姿・・・自然に近いブナ林の再現）
植林地には面的な広がりや階層を持った豊かな森林空間が再生され、周りの森林と連続性が確保される。壮齢林となることにより、クマゲラの棲める森林が再生される。

◆自然再生協議会の構成員

専門家 3、個人 8、団体 4、

関係地方公共団体 2、関係行政機関 3

合計 20（個人・団体） ※平成 19 年 11 月現在

もりよし
「森吉山麓高原自然再生事業実施計画」の概要

◆実施主体：秋田県（農林水産部水と緑推進課及び生活環境文化部自然保護課）

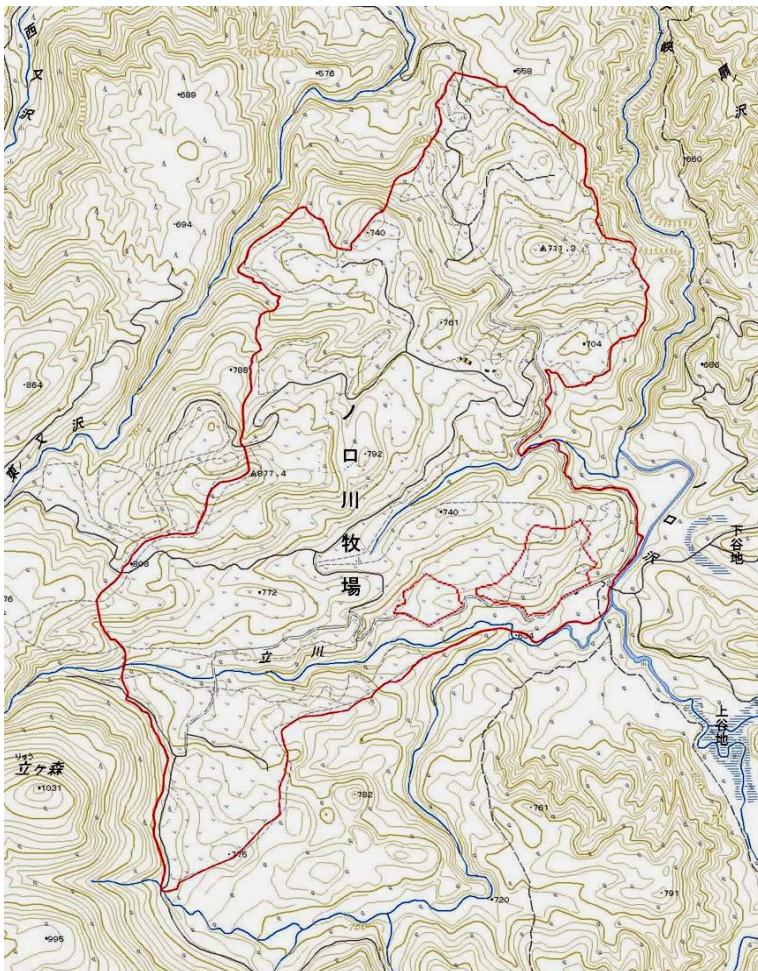
◆自然再生事業の対象となる区域：秋田県北秋田市森吉山麓高原 1－1
487.7ha

◆事業実施計画の内容

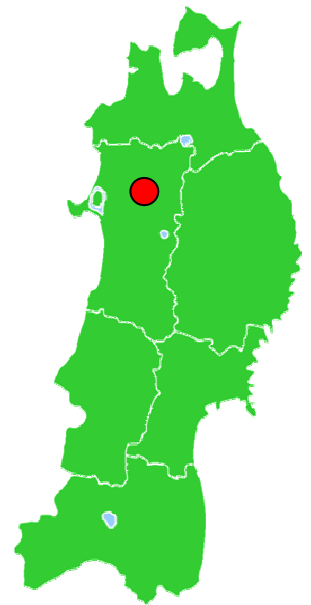
植栽を実施することとし、その配置について列状や島状の植栽地を設け、将来ブナなどの植栽木が成長して母樹となり、その母樹からの下種更新により樹林の連続性が確保され、コリドー（回廊）の役割を果たすことを期待する。

また、鳥や風によって運ばれる種子による更新が期待されることから、島や天然下種更新地に土壌改良材等を散布して耕耘し、種子の発芽と生長に必要な土壌の軟度と土量が確保されるように配慮する。

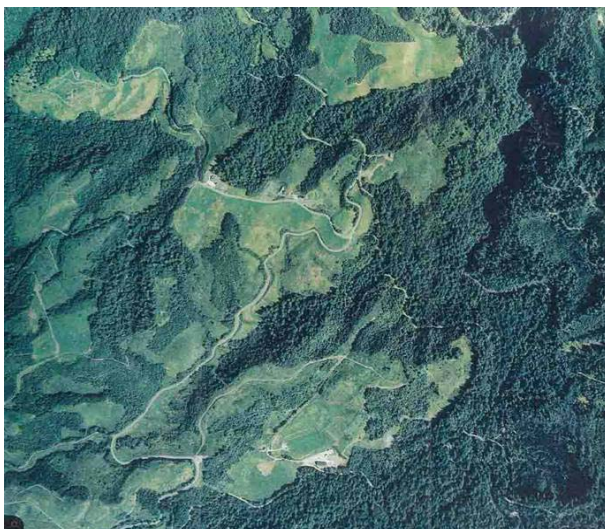
もりよし
森吉山麓高原自然再生協議会



自然再生の対象となる区域(全体構想より)



森吉山麓は本州では数少ないクマゲラの繁殖地の一つであるが、生活環境とする森林面積の不足が懸念されている



昭和50年頃から約500haもの広大なブナ林が伐採され、牧場造成工事が実施された



現在では牧場の需要は減少し草原の中に二次林が点在している

竹ヶ島海中公園自然再生協議会について

- ◆室戸阿南海岸国定公園 竹ヶ島海中公園は、徳島県の最南端で高知県境の穴喰町竹ヶ島の甲浦湾に位置し、エダミドリイシの大群落やハマサンゴ、オオスリバチサンゴ、シコロサンゴの大塊をはじめとする豊富な生物相を擁している。1970年以降に建設された沿岸構造物により、潮流による海水交換や波浪による攪乱度が低下し、濁度の増加及び微細粒子の堆積、サンゴ類をはじめとする生物相の減少が生じている。
- ◆平成15年度から、自然生態系の保全・再生に向けた計画策定のための調査を実施。
- ◆平成17年9月に自然再生推進法に基づく「竹ヶ島海中公園自然再生協議会」を設立。
(サンゴを中心とした海洋生態系の回復を図ることを検討。)
- ◆平成18年3月には「竹ヶ島海中公園自然再生全体構想」が作成された。

○第1回自然再生協議会（平成17年9月9日）

- ・協議会の設立

○第2回自然再生協議会（平成17年12月15日）

- ・全体構想（案）の協議

○第3回自然再生協議会（平成18年2月23日）

- ・全体構想（最終案）の協議、了承

○竹ヶ島海中公園自然再生全体構想 作成（平成18年3月）

○第4回自然再生協議会（平成18年6月2日）

- ・竹ヶ島海中公園自然再生実施計画の協議

○第5回自然再生協議会（平成18年10月12日）

- ・竹ヶ島海中公園自然再生実施計画の協議

○第6回自然再生協議会（平成19年3月15日）

- ・分科会等活動報告

「竹ヶ島海中公園自然再生全体構想」の概要

◆自然再生の対象となる区域

海中公園地区をもっとも重要な対象区域とする。

また、海中公園を囲む周辺の海域と、海部川、穴喰川、および野根川の3水系の河川流域とその周辺地域を対象範囲とする。

◆自然再生の目標

エダミドリイシが健全な状態で生き続けていける環境

○自然再生の目標を達成するための個別目標

- ・ 「豊かな沿岸生態系の回復」
- ・ 豊かな沿岸生態系を維持できる「健全な水循環の再生」
- ・ 豊かな沿岸生態系と持続的に関わることのできる「元気な地域社会づくり」

◆自然再生協議会の構成員

専門家 6、個人 15、団体 14、

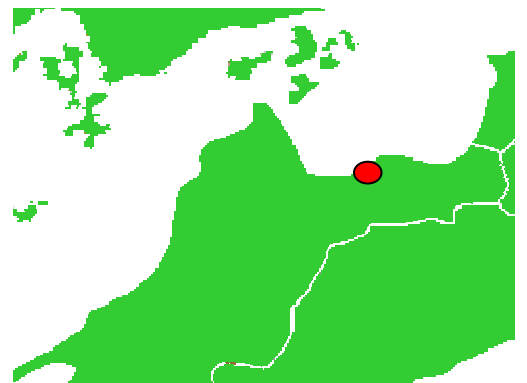
関係地方公共団体 10、関係行政機関 2

合計 47(個人・団体) ※平成 19 年 11 月現在

竹ヶ島海中公園自然再生協議会



自然再生の対象となる区域(全体構想より)

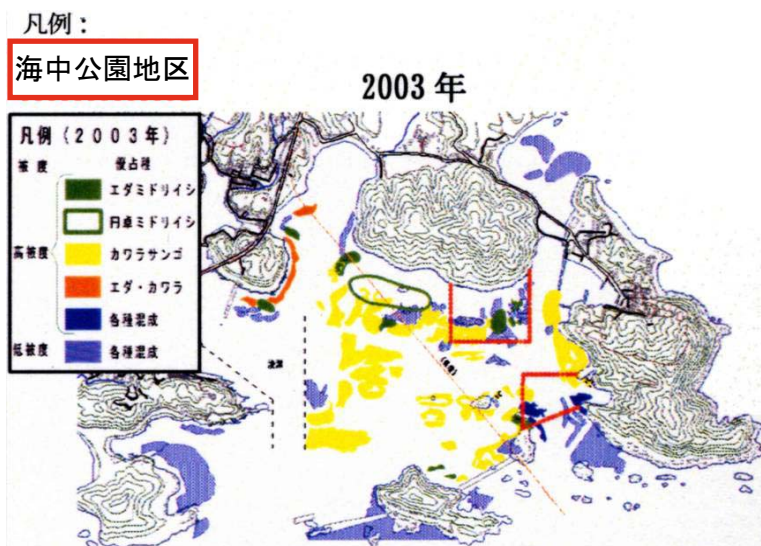


エダミドリイシサンゴ群集

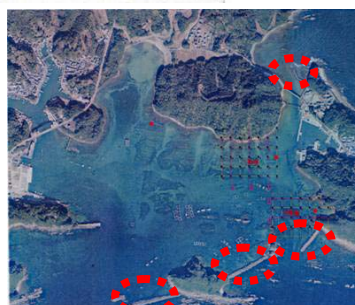


カワラサンゴ

70年代はエダミドリイシ優占区域がほとんどだったが、近年濁りに強いカワラサンゴが優占



海底に堆積している泥



防波堤整備箇所(赤点線部分)



防波堤

防波堤等の整備により湾内の静穏度が高まった反面、湾内への海水流入量が減少、浮泥等の滞留堆積を招きやすくなった

阿蘇草原再生協議会について

- ◆阿蘇くじゅう国立公園（阿蘇草原地域）は、世界最大級のカルデラ地形とその上に広がる広大な草原景観の優美さが相まって、年間1,900万人もの観光客が訪れている。

この草原は一千年以上に及ぶ放牧、採草、野焼きといった農畜産業活動の結果として維持されてきたものであるが、農業形態や生活様式の変化、高齢化等により、草原維持のための作業を行うことが困難になりつつあり、近年は草原の面積の減少や変容が進み草原環境の悪化が進んでいる。

- ◆環境省は平成15年度から「阿蘇草原再生懇談会」を開催し、大学・研究機関、地元農業者、NPO等と連携・協働して実証試験やモデル的試行事業を重ねつつ、阿蘇の草原再生に向けて検討を行ってきた。平成17年3月には環境省が草原再生に取り組むにあたっての目標、基本方針、施策案などを示した「阿蘇草原地域自然再生推進計画」を作成した。

- ◆平成17年12月に自然再生推進法に基づく「阿蘇草原再生協議会」を設立。
（阿蘇の草原の維持、保全及び再生を図ることを検討。）

- ◆平成19年3月には「阿蘇草原再生全体構想」が作成された。

- 第1回自然再生協議会（平成17年12月2日）
 - ・ 協議会の設立
- 第2回自然再生協議会（平成18年3月22日）
 - ・ 全体構想（骨子案）の協議
- 第3回自然再生協議会（平成18年12月14日）
 - ・ 全体構想（素案）の協議
- 第4回自然再生協議会（平成19年3月7日）
 - ・ 全体構想（最終案）の協議、了承
- 阿蘇草原再生全体構想 作成（平成19年3月）

「阿蘇草原再生全体構想」の概要

◆自然再生の対象となる区域

熊本県阿蘇市及び阿蘇郡（南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村）内の草原及びその周辺とし、過去に草原であった場所も含む。

◆自然再生の目標

<目標>

草原の恵みを持続的に活かせる仕組みを現代に合わせて創り出し、かけがえのない阿蘇の草原を未来へ引き継ぐ。

（目指す姿）

- ・暮らしに恵みをもたらす草原
- ・人と生き物が共生する草原環境

<分野別目標>

自然環境、農畜産業、地域社会の3つの分野に分けて分野別目標を設定。

- ・自然環境：美しく豊かな草原の再生
- ・農畜産業：野草資源でうるおう農畜産業の再生
- ・地域社会：草原に囲まれて人々が生き生きと暮らす地域社会の再生

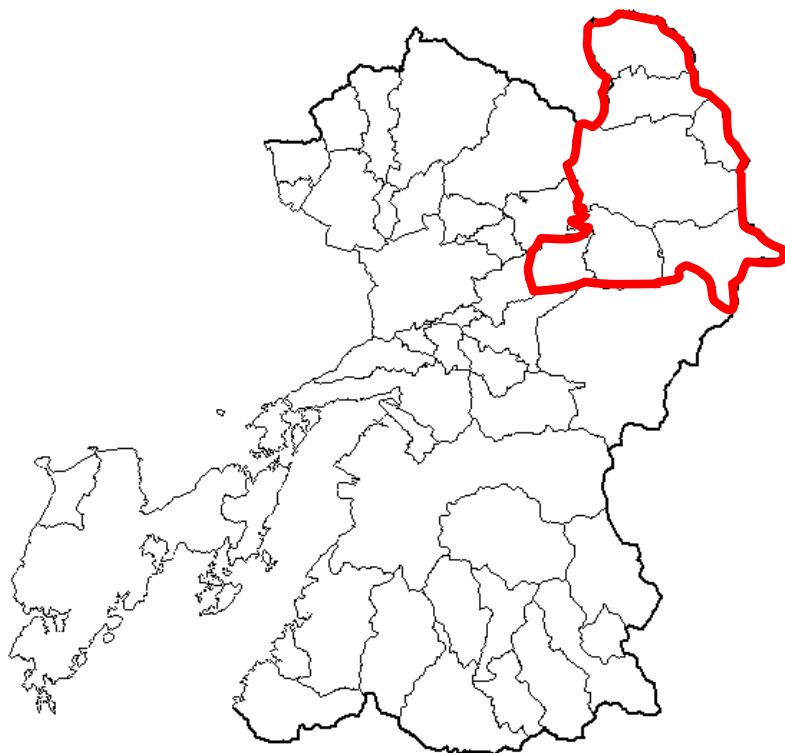
◆自然再生協議会の構成員

個人（専門家含む）44、団体 66、

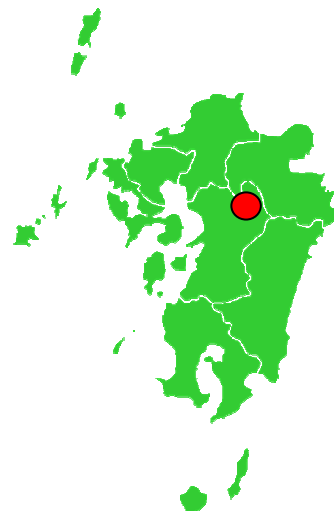
関係地方公共団体 12、関係行政機関 2

合計 124（個人・団体） ※平成 19 年 11 月現在

阿蘇草原再生協議会



自然再生の対象となる区域（全体構想より）

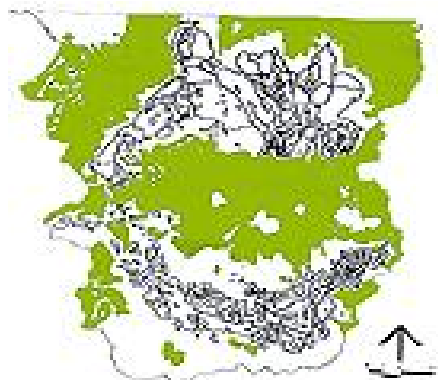


野焼きによる草原の維持

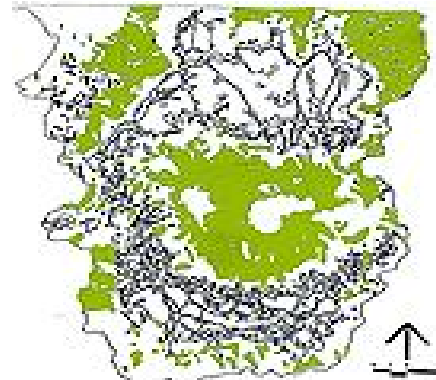
阿蘇の草原面積の変遷
（国土地理院発行地形図より判読）



明治大正期



昭和20年代



現代

草原面積が大幅に減少 ※緑色部分が草原



高齢化等により 輪地切り作業等の管理が困難になった
（ボランティアの導入、輪地切りの省力化）



野焼き作業の休止により、草原から低木林化しつつある
（火入れによる再草原化）



草原性の希少種であるハナシノブ（絶滅危惧ⅠA類）の生息環境が悪化
（採草管理による生息環境の保全）

石西礁湖自然再生協議会について

- ◆ 石西礁湖は、石垣島と西表島の間に位置し、東西に約20km、南北に約15kmの広さを持つ日本最大規模のサンゴ礁海域。400種を超える造礁サンゴが分布する種の多様性の高い海域であり、沖縄本島等、高緯度域へのサンゴ幼生の供給源として、我が国のサンゴ群集を支える重要な役割を果たしていると考えられている。

しかし、1998年以降サンゴ群集の大量死の原因となる広域的な白化現象が頻繁に見られるようになったことに加え、2000年以降オニヒトデの大発生による食害が広範囲で見られるなど、サンゴ礁生態系の衰退が確認されている。

- ◆ 環境省は平成 14 年度から、石西礁湖及びその周辺海域において生態系の観点から詳細な調査を実施。専門家等の知見を踏まえ、平成 17 年 3 月には「石西礁湖自然再生マスタープラン」を作成した。
- ◆ 平成18年2月に自然再生推進法に基づく「石西礁湖自然再生協議会」を設立。（優れたサンゴ礁を保全することに加え、赤土流出への取り組みを進めるなど陸域からの環境負荷を少なくするとともに、サンゴ群集の修復などを通じてのサンゴ礁生態系の再生を検討。）
- ◆ 平成 19 年 7 月には「石西礁湖自然再生全体構想」が作成された。

○ 第 1 回自然再生協議会（平成 17 年 12 月 2 日）

- ・ 協議会の設立
- ・ 全体構想の作成方法について協議

○ 第 2 回自然再生協議会（平成 18 年 8 月 4 日）

- ・ 全体構想（案）の協議

○ 第 3 回自然再生協議会（平成 18 年 11 月 17 日）

- ・ 全体構想（案）の協議

○ 第 4 回自然再生協議会（平成 19 年 3 月 2 日）

- ・ 全体構想（案）の協議

○ 第 5 回自然再生協議会（平成 19 年 7 月 5 日）

- ・ 全体構想（案）の協議、了承

○ 石西礁湖自然再生全体構想 作成（平成 19 年 7 月）

「石西礁湖再生全体構想」の概要

◆自然再生の対象となる区域

石西礁湖自然再生では、①重要な区域(石西礁湖)と、②関連する区域(石垣島・西表島周辺海域)の両区域を合わせて「自然再生の対象となる区域」(自然を再生する範囲)とする。

①重要な区域＜石西礁湖＞

西表石垣国立公園の公園区域を参考に、東西約 30 km、南北約 20 km で囲まれる礁湖内の海域(加屋真島、新城島、西表島東岸及び西表島南東のサクラグチを含む海域)とする。

②関連する区域＜石垣島・西表島周辺海域(「重要な区域」と重複しない)＞

石垣島及び西表島周辺海域のうち、概ね 50m の等深線に囲まれる範囲を基本とし、西表島や石垣島の周辺に発達した湾や裾礁などを含むように設定する。

◆自然再生に関連する活動を行う区域＜自然再生対象区域及びその周辺区域＞

石垣島や西表島、石西礁湖内の島々の陸域についても、「自然再生に関連する活動を行う区域」とし、統合的な取組を進める。

上記①及び②に囲まれる範囲の陸域とする。

◆自然再生の目標

石西礁湖自然再生では、長期目標(達成期間：30 年)と短期目標(達成期間：10 年)を次のとおり定めている。

＜長期目標＞

人と自然との健全な関わりを実現し、1972 年の国立公園指定当時の豊かなサンゴ礁の姿を取り戻す。

＜短期目標＞

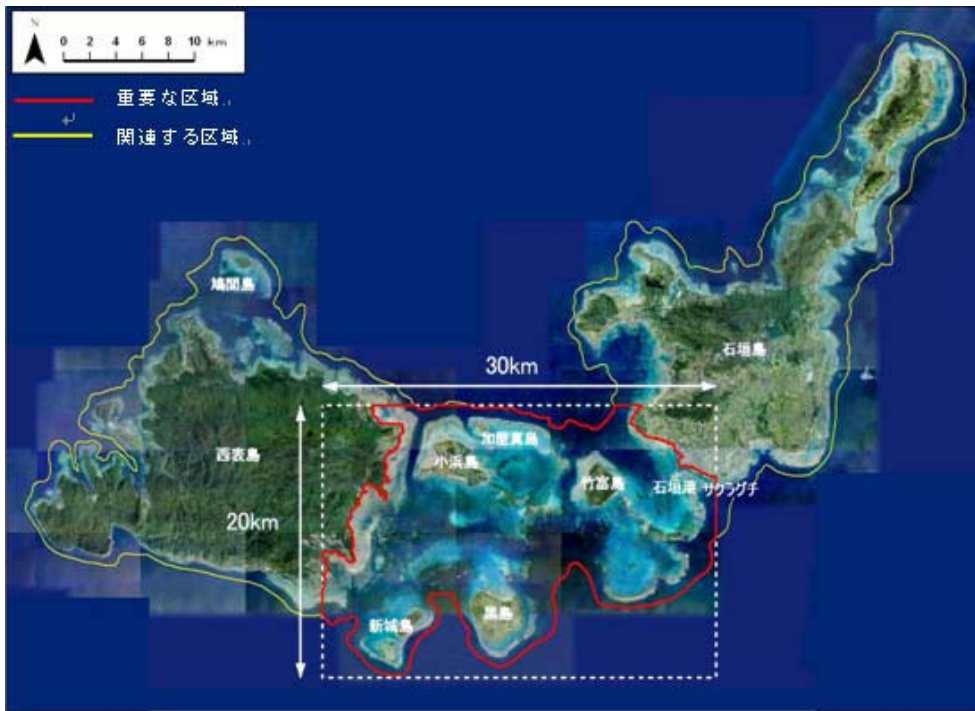
サンゴ礁生態系の回復のきざしが見られるようにする。そのために環境負荷を積極的に軽減する。

◆自然再生協議会の構成員

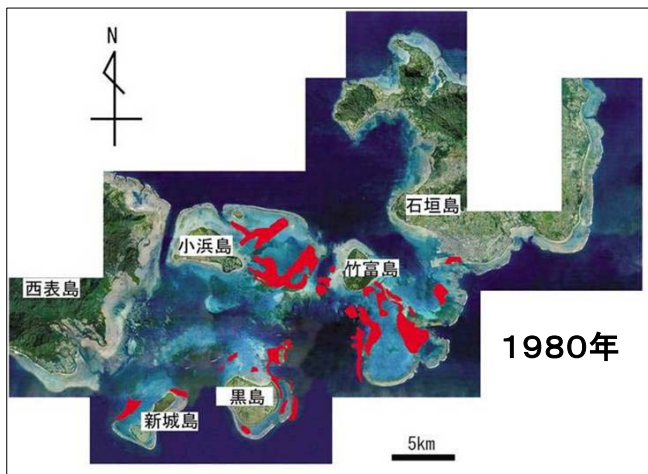
個人(専門家含む) 33、団体 31、
関係地方公共団体 23、関係行政機関 7

合計 94(個人・団体) ※平成 19 年 11 月現在

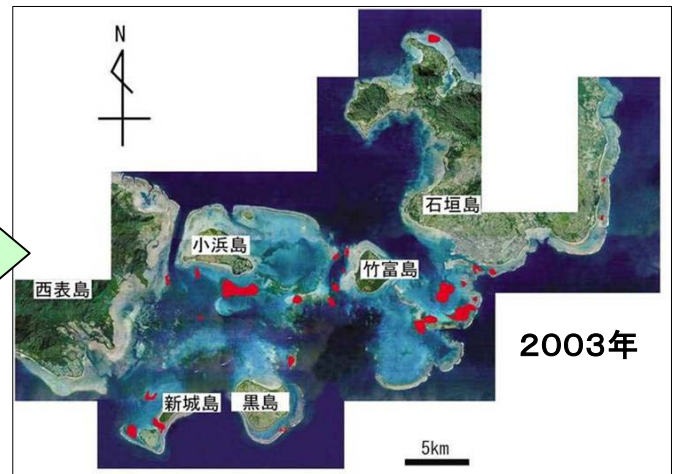
せきせいしょうこ
石西礁湖自然再生協議会



自然再生の対象となる区域(全体構想より)



石西礁湖のサンゴの衰退



※図中の赤地域: 枝状ミドリイシ高被度地域



オニヒトデの大量発生



海水温の上昇に起因する白化現象



赤土流出等、陸域からの環境負荷

たつくし

竜串自然再生協議会について

- ◆ 高知県土佐清水市に位置する足摺宇和海国立公園竜串海中公園地区は、黒潮暖流の影響を受け、高緯度にもかかわらずイシサンゴ類をはじめとした造礁サンゴが高被度に分布し、温帯性や熱帯性の多様な海中生物が生息している。しかし、近年、海域での濁りの発生や水質の悪化などが原因とみられるサンゴ群集の衰退が徐々に報告されるようになり、さらに、平成13年9月には、高知県西南地域で局地的な集中豪雨が発生し（西南豪雨）、上流域から大量の土砂などが竜串湾に流れ込み、サンゴ群集や海中生物などに大きな被害が生じた。
- ◆ 環境省では平成15年より、地域住民代表、関係団体、専門家、関係行政機関などからなる「竜串自然再生推進調整会議」を設置し、サンゴ群集衰退の原因究明や再生に向けた取り組みなどについて検討した。
- ◆ 平成18年9月に自然再生推進法に基づく「竜串自然再生協議会」を設立。
(竜串湾のサンゴを再生するため、海底に堆積した泥土の除去や、森林や河川などからの土砂流出、周辺地域からの生活排水など、流域からの様々な環境負荷を抑制することを検討。)

○ 第1回自然再生協議会（平成18年9月9日）

- ・ 協議会の設立

○ 第2回自然再生協議会（平成19年1月17日）

- ・ 全体構想（原案）の協議

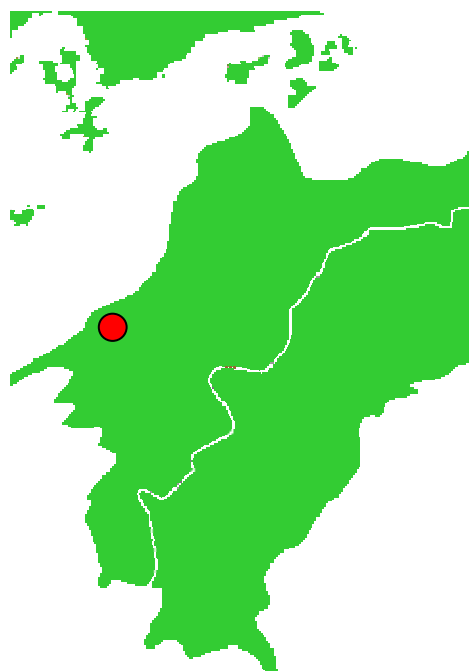
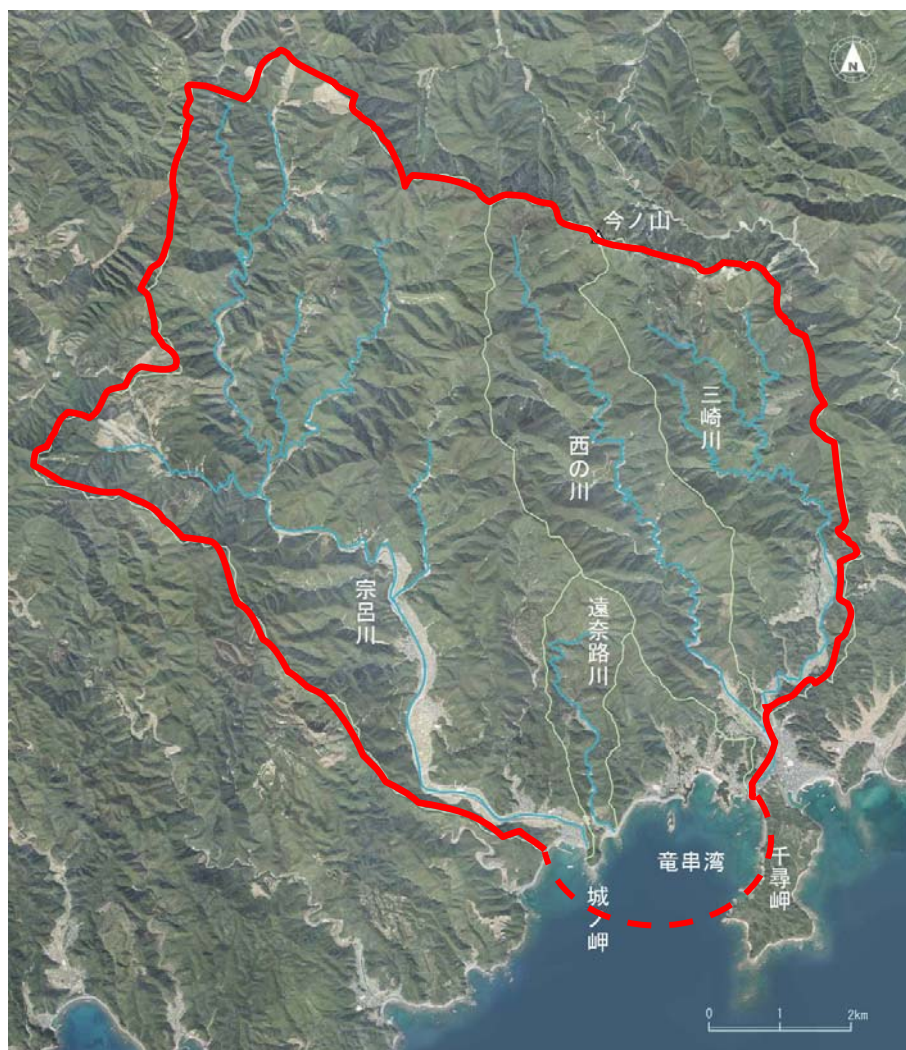
◆ 自然再生協議会の構成員

個人(専門家含む)30、団体13、

関係地方公共団体23、関係行政機関5

合計71(個人・団体)※平成19年11月現在

たつくし
竜串自然再生協議会



自然再生の対象となる地域(案)(協議会設置要綱より:約8千ha)



下層植生が発達していない
ヒノキ林地の林床(西の川流域)
(間伐等の森林整備を検討)



植生の回復が見られない崩壊地
(西の川流域)
(治山による植生復元を検討)



降雨時の西の川と三崎川の合
流点の状況
(左:西の川、右:三崎川本川)



衰退したサンゴ群集

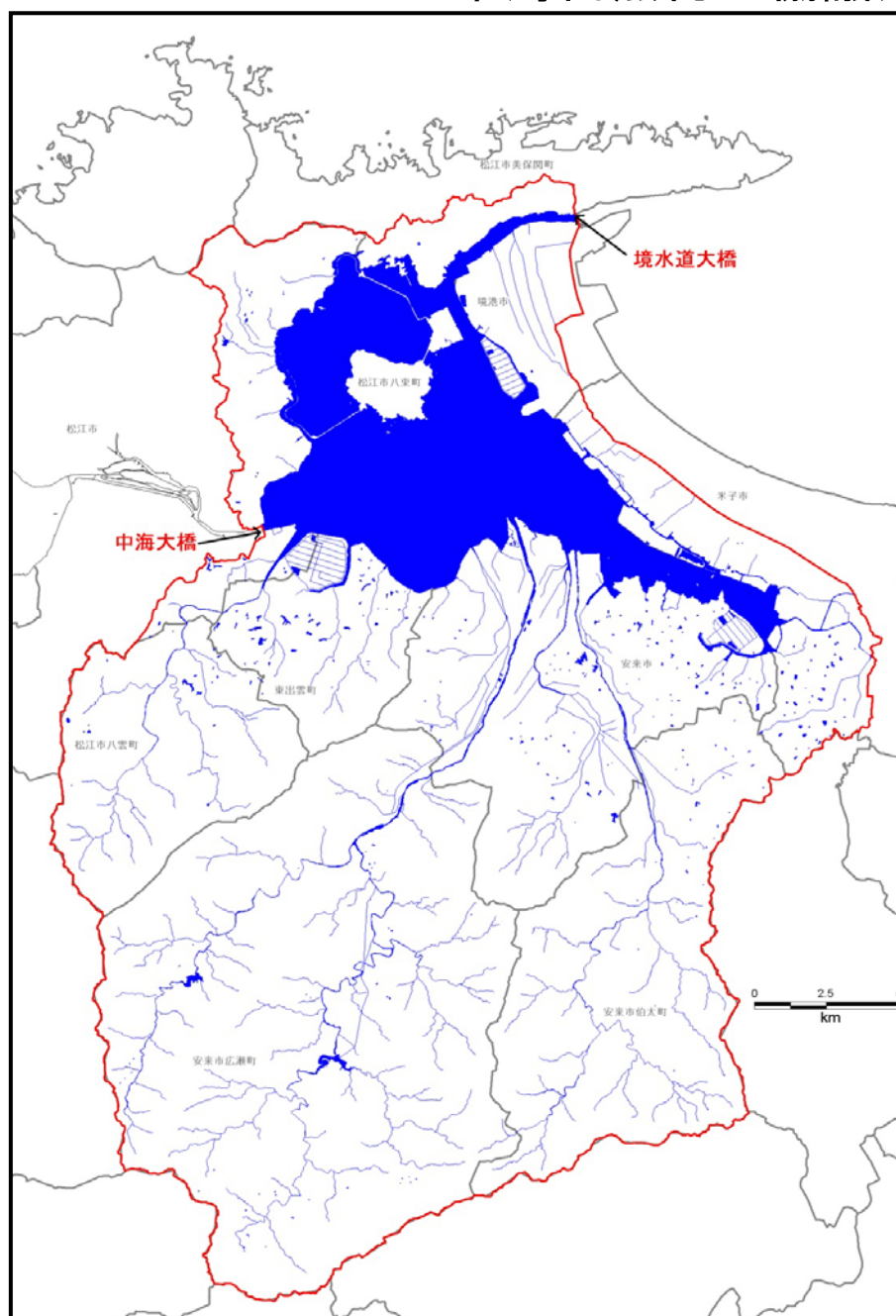


海底に堆積した泥土
(吸引による泥土の除去を検討)

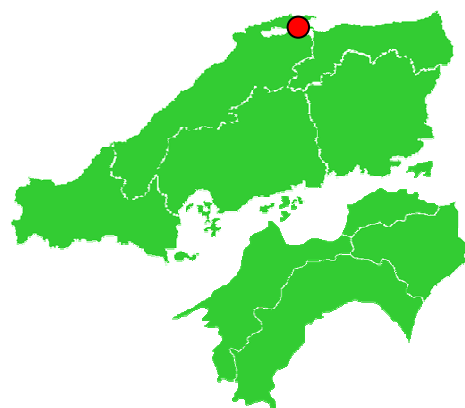
中海自然再生協議会について

- ◆ 島根県と鳥取県の4市1町にまたがる中海地区は、かつては、広大なアマモ場があり、サルボウ貝(赤貝)に代表される豊富な魚介類の生産の場であった。しかし、湖の富栄養化や開発による湖形状の改変などにより、水質の悪化やアマモ場の消滅、生物資源の減少などが進み、かつての豊潤な自然環境が大きく損なわれている。
- ◆ 平成17年3月には、自然再生協議会設立のための情報収集、米子湾の過去や過去の状況把握と自然再生のイメージづくりなどを目的として、「米子湾の自然再生に向けた勉強会」が開始され、平成18年3月までの間、合計12回にわたり開催。
- ◆ 平成18年8月には、民間団体「自然再生センター」の呼びかけにより、「中海自然再生協議会設立準備会」が合計6回にわたり開催され、官民学が連携した新しいモデルの自然再生協議会設立を目指して、参加者公募のために必要となる自然再生の目的・内容の絞り込みなどについて検討。
- ◆ 平成19年6月に、民間団体「自然再生センター」の呼びかけにより、協議会の自然再生推進法に基づく「中海自然再生協議会」を設立。
「豊かな漁場・遊べるきれいな中海」をめざして、彦名・安部地域における浚渫汚泥処分場の有効活用と水鳥の生息環境の再生、崎津地域でのアマモ場の再生などの具体的目標について検討を行う予定。
 - 第1回自然再生協議会(平成19年6月30日)
 - ・協議会の設立
 - 第2回自然再生協議会(平成19年8月25日)
 - ・各部会からの報告
 - 第3回自然再生協議会(平成19年10月27日)
 - ・全体構想(第一次案)の協議
- ◆ 自然再生協議会の構成員合計64(個人・団体)※平成19年11月現在

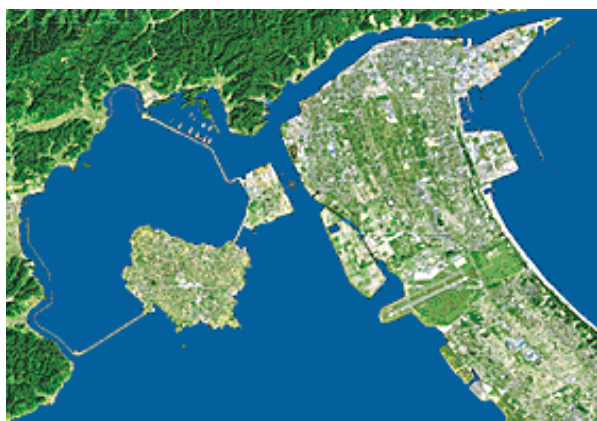
なかうみ
中海自然再生協議会



自然再生の対象となる地域（案）（協議会規約より）



かつての浅瀬では肥料用の水草採取が盛んだった



現在の地形



干拓工事前（昭和22年）の地形